

令和2年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和2年9月11日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年9月11日 10時00分

1. 閉 議 令和2年9月11日 14時52分

1. 散 会 令和2年9月11日 14時52分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番	丸本	安高
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	中本 敏也	住民保健課長	泉 芳明
生活環境課長	廣畑 康雄	観光課長	寺脇 孝男
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	久保 道典
会計管理者	玉置 孔一	消防長	大谷 哲也
教育委員会			
教育次長	榎本 崇広	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会令和2年第3回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。

本日は一般質問4名を予定しています。本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

11番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、防災対策についてであります。

防災対策についての質問を許可します。

11番 溝口君（登壇）

○11 番

11番溝口です。通告に従いまして、9月議会の一般質問をしたいと思っております。

今回は1項目についての質問事項になります。その1項目であります。防災対策についてであります。久しぶりの一般質問ということでちょっと張り切り過ぎまして、質問事項がかなりの数になりまして、途中、場合によりましては飛ばすかも分かりません。そこら辺は適宜判断をしながら行っていきたくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この防災対策につきましては昨年の6月議会でも一般質問をいたしました。この内容につきましては、富田川の堆積土砂の撤去工事についてであります。堆積土砂の撤去工事が昨年より年次計画により始まっております。そういったことで工事が今順調にいったのかどうかと、そういう思いで再度一般質問をすることにいたしました。

まず最初に、これも皆さんご承知でありますように、こちらの富田川は町河川ではなく、県河川であります。そういうことは当然この堆積土砂の撤去工事につきましては、町工事ではなくて県工事になるわけであります。しかし、町としても県工事に対して堆積土砂の撤去工事について、より防災効果が出るように、町としての考え、また地域としての考えをすくい上げて県に対して要望すべきであると、そのように私は考えておるわけであります。

それが今回の一般質問の趣旨であります。より防災効果が出るようにであります。

昨年も説明いたしましたが、近年、この富田川につきましては、異常気象の影響で、局地的な大雨や台風時の大雨で、富田川の水位が非常に上がってまいりました。特に今から4年前とか7年前には国道42号線を越えて付近の民家に富田川の濁流が流れ込んで本当に多くの被害が発生しました。そしてまたある一方、富田川の水位が上がることによりまして、支流の水位が上がって、その原因で富田川に流れることができないというか、はける量が極端に少なくなってきて、それが原因で付近の住民の皆さん方のところに押し寄せ、民家で床上、床下浸水、そういった被害がここ数年の中でも、ここ5年、6年の間にも私が記憶しているだけでも2回、3回発生しております。そのたびに住民の皆さんが、これは何とかならんのかと、ずっとそういった声も町当局の皆さん方には切実な要望があったと、そのように認識をしております。

そういったことで、水中ポンプを設置したり、そんな形の部分的な対処をしておりますけれども、ここはやはり今県工事でやっと始まっておりますけれども、抜本的な堆積土砂の撤去工事、これを進めていかなければ、そういった思いがあります。

そういうことで、まず最初にお聞きいたしますが、昨年の一般質問での答弁で、富田川の堆積土砂の撤去工事の範囲を、富田川の河口から上流までの6.2キロメートルまでの範囲をします。そういうふうな答弁であったと思うわけですが、予算も含めて今既に鋭意工事は進んでおりますけれども、予算も含めて変更されることなく工事が、実施されているのかとお聞きしたいと思うんですけど、その点につきましては町の感覚はどうですか。

○議 長

溝口君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

溝口議員から、富田川整備事業について予定変更されることなく事業を進めているかのご質問をいただきました。

富田川流域につきましては、過去からも台風や集中豪雨などにより被害を受けてきましたが、特に平成23年、台風12号の紀伊半島大水害により、富田川流域の各地区において家屋の浸水や道路及び農地が冠水、また富田川上流では、大規模な山腹崩壊等が発生し、甚大な被害を受けました。

富田川河川内には多量な土砂が堆積し、河床が上がり、河道断面が小さくなったことにより流下能力が低下し、今後、災害につながる要因でもあるため、町といたしましても県に対して富田川の河川整備について早期事業化するよう強く要望してまいりました。

さらには、地域の皆様と共に強く要望活動を行い、議員をはじめ関係者の皆様にもご尽力を賜ったことから、平成30年度に富田川水系河川整備計画が策定され、昨年からは富田川河川整備事業が着工されました。

また、平成31年4月23日には富田川沿線9区及び白浜町とで構成する富田川改修促進協議会が発足され、河川整備に関する様々な協議を行い、県の協力も得ながら防災減災に取り組んでいるところです。

現段階におきましては、富田川水系河川整備計画のとおり、富田川の河口付近から約6.2キロメートル上流までの範囲をおおむね20年間で計画的に実施するという方針に変更はなく、県のほうで整備工事を進めていただいているところであります。

○議長

11番 溝口君（登壇）

○11番

上流の6.2キロメートルまでの範囲を今後20年間と。今のペースでいきましたら20年もかかるのかなと、そんな感じもするわけであります。

そして一番の予算は、当初は国からの予算が20億円ぐらいがついているという形で、この1年間でもお聞きしてから、既に十四、五億円分ぐらいが発注をされているということですから、あと残りの四、五億円で白浜町の範囲の中がすべて工事が終わるのかと、そういった心配もあるわけであります。

そこで、既に昨年からは始まりました堆積土砂の撤去工事が終わった箇所は、今まさにやっているところが数か所ありますけれども、そこら辺のところの個別なところを少し説明ができるのであればと思いますけれども、教えてもらえませんか。

○議長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま、溝口議員より撤去工事が行われた箇所についてのご質問をいただいております。

昨年からは既に堆積土砂の工事が済んだ箇所ですけれども、まず工事の工区として、富田の川口から大井堰の間、そして大井堰から白鷺橋までの間、そして白鷺橋から郵便橋上流と、大きく3つの工区に分けて事業のほうを発注してございます。発注件数といたしましては、平

成31年4月より現在まで18件が発注されておりまして、実施済みにつきましては12件、そして現在施工中であるのが6件ということでございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

今説明をいただきました。私が思っていたより細かい件数というか、合わせて18件のうち、既に12件がもう第1段階として終了と。そして残りの6件が進捗中であるということでもあります。

そこでまず1点、富田川の堆積土砂の撤去工事以外のことで防災対策についてお聞きいたしますけども、昨年ちょっと聞いたかなと思うわけではありますが、平間地区のコンビニエンスストア付近の国道42号線、この42号線も6、7年前の台風時に富田川の水が国道を越えてこちら付近の所に入って被害が発生をいたしました。そういうふうなことで、今回の堆積土砂の撤去工事に併せて国道42号線もかさ上げをすると、そのような計画であるというふうに把握している、聞いておるんですけども、こちら付近はどうなっているのかなど。平間地区の42号線と対岸の栄地区の所は県道になると思うんですけども、こちら若干かさ上げする場所があると、そのように聞いておるんですけども、こちらの対策というのはどんな形で進んでおるのか、ちょっと説明をお願いしたいと思うんですけど、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、富田川の護岸整備工事というところでご質問をいただきました。

富田川の護岸整備につきましては、富田川改修促進協議会からも早期実現に向けて取り組んでほしいと県に対して強く要望してございます。令和2年2月より整備に向けた地形測量業務を発注していただき、また令和2年5月にはその設計業務が発注されてございます。

河川の整備工事に関しましては、一部を改修することによって対岸や周辺に影響を及ぼすことも考えられるため、慎重な調査を行い、設計しなければならないことや、国土交通省及び各関係機関への協議にもかなり時間を要するというのもございますので、工事の時期につきましては、県のほうからも明確な答えはいただいているんですけども、そのような調整がすべて整えば、実施していくということを聞いてございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

今建設課長のほうから、それがいつぐらいに着工でいつぐらいに竣工というか、それはまだはっきりしていないということでもありますけども、しかし現状の先ほどからの説明を聞いていましたら、これは今回のかさ上げはする方向であるということ、そういった認識でよろしいんですね。まだはっきりしていないんですけども、するということ、よろしいんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

この富田川水系整備計画の中にも護岸整備事業工事というところの位置づけもございますので、そして今現在護岸の強化と申しますか、越水対策に向けた測量及び設計を現在も実施中でございますので、議員がおっしゃるとおりです。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

次にまいりますけれども、そういったことでこちらの県の堆積土砂の撤去工事については我々白浜町の体制としては、先ほどからも少し説明がありましたけれども、こちらの富田川筋の関係区の区長さんたちで構成しております富田川改修促進協議会なるものが設立されております。こういった会が発足して、そして町役場と共に有効に機能しているのかなど。どんな会議をやっているかというのはなかなか報告がないので、どうなっているのかなというように思いがあります。

例えば、県から堆積土砂のこういった撤去工事計画があるたびに、こちらの富田川改修促進協議会を開催して、そして県と協議をしているのかどうか、そして町も県に対して計画についてどういうふうに働きかけというか、もっとここをこうすべきであるからこうしてほしいとか、そこら辺の協議内容というか実態をもう少し説明ができるようであれば、説明をしていただきたいんですけども、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま、富田川改修促進協議会、そしてまた町が県に対してというところの機能的なご質問をいただいております。

富田川改修促進協議会につきましては、先ほども説明しましたように、平成31年4月23日に発足してから約1年半が経過しようとしてございます。この間には6回の会議を開きまして、その会議には工事を担当している西牟婁振興局建設部の工務課からも参加していただいております。次期工事の発注場所ですとか、富田川沿線各区における課題、そして要望事項というところを活発に議論を行ってございます。よりよい河川整備が実施されるように、そこが一体となって今取り組んでいる状態でございます。

また、白浜町としても、富田川促進協議会と一緒に和歌山県県土整備部長のところへ事業の促進の要望活動を行うなど、富田川整備を早期に完成していただけるよう取り組んでございますし、それ以外にも工事を担当しております西牟婁振興局建設部と白浜町とで連携して、地元要望や地元調整がスムーズにいくように取り組んでございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

そういった形で県、特にこちらでは出先の振興局、そしてまた本庁とも関係を密にして、こういった富田川の今行われております堆積土砂の撤去工事はそう度々発注というか、事業が今終わってから、また数年でまた再開とか2回目であるとかというのは考えにくいので、千載一遇のチャンスでありますので、町も振興局、そしてまた本庁とより効果が出るような形で、そういった点で住民の意見を吸い上げて、綿密な協議をしていってもらいたいと思うわ

けであります。

そこで、今富田川改修促進協議会も発足してから6回開催されておると。そして今建設課長からも振興局であるとか本庁ともいろいろ話をするとか、また要望等もしておるということでありますけども、一体要望等とか聞いた件を、今特に直近の工事をやっていることにつきましてには振興局だと思っわけでありますけども、工事全体の大きなくくりということになりましたら本庁になりますけども、それで県の対応というか、白浜町に対して地元に対して、昨年ある程度白浜町が地元と一体となつてこういうふうに変えてほしいという要望事項に対して県の反応というのはどうですか。教えてください。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

県の対応はどうかというご質問をいただいております。

富田川改修促進協議会の所管であります西牟婁振興局建設部の担当の方々におきましては、先ほど溝口議員がおっしゃいましたように、この事業にはかなりの事業費を数年の間に投入していただいたりとかいうスピードできてございます。その担当の方々をはじめ、皆様におかれましては、本当に我々富田川改修促進協議会及び白浜町からの要望に対して前向きに取り組んでくださっております。

工事のほうも、今現在も順調に進んでいる状況でございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

もう1つ確認というか教えてもらえたらと思うんですが、こちらの工事は当然県工事でありますから、振興局とかが年次計画を立ててやっているわけですけども、反対に白浜町のほうからここについてはこういうふうな工事計画を立てていただきたいとか、そういった具体的な形で振興局に対して申入れなどをしたことはあるんですか。その点もあるようでしたら教えていただきたいんですけれども、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

昨年も溝口議員よりそのようなご指摘もいただいたというようなこともございまして、県からの報告を待つばかりではなくて、富田川改修促進協議会としても定期的に会議を開催し、そしてまたその間でも富田川改修促進協議会の3役さんとも随時頻繁な会議を行い、西牟婁振興局建設部へ要望を随時行っているような状況でございますし、また、富田川改修促進協議会の会議時には富田河口の砂洲の問題ですとか、堤外民地の問題、そして河川内にある草木、樹木の伐採、護岸の改修、そして各支流における課題についても県のほうに要望を行っているところであります。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

はい、分かりました。次に個別のことにつきまして、2つ、3つ質問をしまいたいと

思います。

まず1つは、庄川区のお寺がありますけれども、お寺の下に家の軒数で言いましたら20軒かそれぐらいの1つの班の集落があります。その集落の排水管が国道42号線の下を通過して、それで富田川に出ているところが1か所あるんです。その先端部分の排水管というかその先に弁がついておるんですけれども、その弁が今現在開きっ放しになっているらしいんです。それで、度々大雨とかが降った場合、富田川の水位が上がったときに、そこから逆流をしてきて、またお寺の下の一角の所が床下、床上浸水。これは私が議員にならせていただいたから、平成18年からでも3回、4回はこの集落はそういうような形になっています。原因が何かなというような形で、地元の皆さん方もいろいろ調査をして、ここ一、二年前に、やっと排水管の弁が開きっ放しになっていたというようなことがあったわけでありまして。

それで、その対策として、ポンプを1台その付近に設置をして、大雨時にそのポンプを稼働させて、排水管と接続させて、強制的に排出をするというような措置を取っているそうでありまして。それがあってから、先だっても大雨があったときにも私も心配をしたんですけども、どうやらこの前程度の雨ではポンプが稼働して災害が起こることがなかったというふうに、地元の区長さんから聞いておるんですけども、そこら辺は町として、あの集落についてはあのポンプ1台の対応である程度いけるなと判断しているのか、その点をまず教えてもらえませんか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま溝口議員からご質問いただきました庄川のお寺の下の場所でございますが、これは国土交通省とそして和歌山県とも施工に当たっているんな協議をしてございまして、令和元年度事業で富田川からの逆流防止対策、そして10インチの強制排水ポンプの設備を1基設置いたしました。

設置後には、何度か台風ですとか集中豪雨がございましたが、そのポンプを操作することにより、地区内排水がスムーズに排出されている状況を、庄川区の役員の方々、また付近の心配されている皆様にも確認していただいております。

また、令和2年6月6日には、庄川区排水ポンプ設備の設置に関する覚書を地元と締結しておりまして、操作体制とか地元と町とで連携しながら防災減災対策に現在も努めているところであります。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

今のところポンプを1台設置して、ある程度のことには災害対応ができるのかなと思っております。そのような判断であるということでございます。

あそこのお寺の地区の1つの班にとっては、これで一安心かなというような感じでありまして、これでもし想定外の雨が降ってまたなつたときには、また新たにもう1台設置せなあかんかどうか、その点を十分これからも注視していかなければならないと、そのように思うわけでありまして。

そして次のことが、今回の一般質問の中で、一番これは町も県も絶対対応していただかな

いとまた災害が起こるのではないかなということでもあります。それは次の内ノ川地区のことです。内ノ川地区は瀬田川があるわけですが、瀬田川と富田川の合流地点、北富田小学校を過ぎて庄川を向いて行ったときにカーブの所に合流地点があるわけですが、そちらのところに堆積土砂がたまって、瀬田川の水が富田川に流れにくくなっていると。私が素人目に見てもこれはこれで瀬田川の水が流れるのかなと。ちょろちょろとは流れているのは確認できるんですけども、このような状態のときに、万が一局地的な大雨、台風時のような大雨が降って富田川の水位が上がったときに、これがはけなくてまた小学校付近の家が床上浸水、床下浸水になって、お前ら何をしやるのかというお叱りを住民の皆様から受けられないかなと思うんです。この点は町も把握をしていると思うんですけども、これを今まさに堆積土砂の撤去工事を行っているんですけども、ここら付近のことを町が把握をしていると思いますけども、このことを県に伝えて、どういうふうな形になっているのか。先だって地元の区長さんに私もお会いしたんですけども、あそこの現状の堆積土砂をもう少し採ってもらわんとその点私も心配していると、内ノ川区長もおっしゃっていました。そこら辺の状況を説明してもらえませんか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま議員からご質問いただいた場所につきましては、瀬田川と富田川の合流部ということで、私どもも議員のご説明のとおり、合流部の堆積土砂があるということを現地確認して、把握してございます。また、県のほうに対しても、白浜町及び富田川改修促進協議会からも報告といたしますか、そこが流れにくくなっているよという現状を把握していただいております。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

あそこら付近は一度堆積土砂の撤去工事をしているんですけども、今回後でまた1件だけ教育委員会にお聞きするんですけども、それは本来私たちの素人目から判断したら、何十年にわたって上流から流れてきて、積もり積もって水面よりも常に上になっている。そして今回の堆積土砂の撤去工事というのは、水面より上の部分だけを取る工事で、素人判断からしたら、この際だからちょっと何も構造物を造るのではないんですから、ちょっとユンボで底に今まで何十年にわたって今まで積もった水中の分も採ってくれたらどうなと思うんです。後で1点お聞きしますが、富田川には文化庁からオオウナギが天然記念物に指定されておると。そのことがあって、なかなか工事の進捗が難しいので、今回はどうやら県は水面よりの体積した土砂を採って、それで断面を確保して大雨のときになったら流れるから水害が起りにくいであろうと、そのような判断であるみたいです。

しかしこの内ノ川地区のこの所については、水面までのたまったところの堆積土砂も採ってもらわないと、私ら素人の判断からしても瀬田川の水が流れにくくなって、もし大雨が降って富田川の水位が上がったときにまた水が流れなくてたまって、地元のかまぼこ屋さんとか小学校付近の、いつも床上床下浸水になるところがまたなるのと違うかなと。せつかく工事をしておきながらどうということなというふうな形になっていくのではないのかなと、その

ように思っているわけです。

この点、私はもうこの付近はもう少し何とか県に対して町の判断をもって、やはりここはもう少し対処していただきたい。そこら辺の申し入れをすべきではないのかなと思うんですけども、その点どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま合流部の堆積土砂の取り除き、水面ぐらいまでは採ってもらったらどうかというご質問をいただきました。現在の富田川整備事業におきましては、ご指摘いただいている部分の掘削工事というところは計画されてございませんが、その箇所については支流との合流部ということもありまして、通常流れているところではなくて合流部という通常と違った部分もありますので、その上流部においてまた浸水被害を受けているということもございます。ですので、本事業の今計画に入っていないくても、それを実施していただけるような要望をこれからも行っていきたいというように考えております。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

これだけは、特に内ノ川地区の瀬田川と富田川の合流地点、これは皆さんに見に行っていたらすぐに分かります。支流の瀬田川の水がこれははけてないだろうなというのが現実的にあるわけです。その1つの原因になっているのは、やはり何十年にわたって、白浜町は富田川の終末の地域でありますから、上流部分から流れ流れてそれこそ何十年の単位ですけども、30年、40年、50年かかって流れてきて、どうもここら辺で、ところどころで富田川の河床そのものが高くなっていると。瀬田川の部分の内ノ川地区のところを見たら、富田川本線のところの河床のほうが高くなっている。高くなっているから、日頃でも普通こっちに向いて入ってきているわけです。そこら付近も考えた場合、今回の富田川の堆積土砂の撤去工事には当たらないと思うんですけども、やはり何十年にわたってきているその現状から考えて、場所によって、河床を下げる工事というんですか、それもやはり県に対して実情を見て話をして申入れしていくべきではないのかなと。

ですから、幸いなことに今回の撤去工事について関係区の区長さんがお集まりになっている富田川改修協議会があるわけですから、そこと町が一体となって、撤去工事とは別に河床そのものも下げてもらう、下げなければならないようなところを見て、それでそのことについても申入れをしていくべきではないのかなと。また、そういうことをしないと、先ほどから言うてますけども、また同じような災害が起こるのではないのかなと。県が撤去工事をした後に万が一災害がまた起こったら、今度こそ言い訳できないと思うんです。ですから、災害ではなくて今度は人災だと、こういうふうに住民の方から言われたときに、せつかく長年の夢がかなって県が国から認可を取って、20億円と言われているようなお金も頂いて予算も投入して行っておるわけですから、最大限の効果を上げんと、やっただけではその後で災害が起きたら何をしとったんなどということになるので、これは根本的にもう一度考えていただきたいと思います。

要望とかではなしにこれはやってくれというような形で、富田川の改修促進協議会と共に

県と交渉してもらいたいと思うんですけども、再度どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいまの河床を下げてはという部分につきましては、今の富田川水系整備計画の20年の中には入ってはいないんですけども、やはり浸水被害という要因は一概にその部分ではないと思いますけども、溝口議員がご指摘のとおり、河床を下げることによって、河床が今上がっていることによって、河道の断面の減少ですとか流下能力の低下が要因となって支流への影響や地域への影響が出る可能性があると考えてございます。町としても、その地域に有効な策を検討して、河床の整備も含めた要望を協議会と共に強く県に要望してまいりたいというように考えてございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

こういった一連のことにつきまして、改修促進協議会のそこら辺の反応というか考えというか、そういった点につきましては町は何か聞いておるのだったら発表していただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

協議会の会議の中でも、やはり瀬田川ですとか庄川、そういう合流部について非常に敏感になっております。そして、現状といたしましても、瀬田川の合流部は先ほどご指摘がありましたように、ちょうど流れる所に堆積土砂が積もっておったり、そしてまた水の少ない折ですけども、富田川から瀬田川向いての水の流れがあつたりとかというところで、非常に懸念するところでございます。ですので、協議会の開催時にもその場所を現地視察したりして、県に何とかそこを解消するような策を講じてほしいということは、常々要望してきているところでございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

これはもう要望じゃなく、必ずやっていただかないとという形で、今回の堆積土砂の撤去工事を、この地区のところは一度既に工事をやって終わっているんですけども、やはりそれについては文化庁ですか、文化庁とでも一度協議をしていただいて、オオウナギの生息の天然記念物の指定をしている以上、文化庁との協議が必ず必要であるそうであります。それでややこしいとはいえ、人の生命に関わることでありますから、住民の生命と財産に関わることでありますから、そういうような観点でウナギの命が大事か人の生命、財産が大事か、どちらが大事かといったら、これは当然人の生命、財産のほうが当然大事なことでありますから、文化庁と協議をしていただいてでも、これはやはり解消していただかないと、私は現状から見た上での素人判断ですけども、専門的な技術は持ち合わせておりませんが、しかし素人判断から見てもあの現状を見た場合、どう考えても大雨が降ったときに、必ず瀬田川がまた水位が

上がってオーバーフローして、付近の住民のところに濁流が押し寄せて、床上床下浸水が発生するのと違うかなというような、発生する可能性が高いの違うかなと、そのように思っている次第であります。

それでは、進めていきます。当然先ほども言いましたように、これを放っておいたら自然災害ではなくして今度は人災に当たると、そのような形で住民からも批判が出ることにならないかなと、そのように心配しているわけであります。

そしてあと一方で、水位の上昇とかのもう1つの要因で考えられることが、これも昨年的一般質問でも若干お聞きしましたし、そしてまた先ほど建設課長のほうからも少し説明がありましたけども、河川両サイドの樹木、これがこの頃樹木というか場所によっては森みたいになっている所もあります。そこに大雨が降って水位が上がって大水が発生した場合、様々なものが引っかかり、それがまた原因となってより水位が上がる原因となるということで、伐採をこの際にできないのかなと。ですから堆積土砂の撤去工事の予算で使えるのかどうかなどは思うんですけども、せつかく根本的な工事をやっているわけですから、その一因となる災害の起因となる両サイドの樹木の伐採、これもこの際にやってもらわないと、そのように考えているわけであります。

そういうふうな形をやるとなりましたら堤外民地の問題もございます。富田川の河川には様々な堤外民地がある。敷地は確定はしていないけども、明治以来からで、公図を見たら堤外民地があります。そういった所有者の同意も取らなければなりませんけれども、この際にやれるところはやってもらわないと思えます。

このことにつきましては昨年的一般質問でも言いましたけれども、一昨年の知事の選挙のときにも、栄のJAさんの広場で仁坂知事自ら、富田川の改修工事について、両サイドの樹木についてはこの際皆さん伐採するんですよと、そういうような形で応援演説を私もやりましたけど、集会には関係区の区長さん方も何名もいらっしやっております。ですから知事の発言も聞いております。それで振興局にそのことを指摘していただきたい。これは知事も昨年自らの選挙のときに、公約というか住民の皆さん方の前で言うてるんですよと。そこら辺を振興局に対して言っていただきたい。知事自らが発言をしているわけですから。

その点について、多分振興局は把握しているのかと思うんですけども、こちらのことについては振興局等と話をしたことはありますか。どうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

大変申し訳ございません。知事の選挙時における発言については、現在県のほうには私のほうから確認はできておりませんが、河川の両側の樹木伐採等については、流下能力の低下につながる要因の1つでありますので、県のほうも今伐採に向けて取り組んでいただいている状況でございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

私も近々西牟婁振興局に行って、建設部長さん、副部長さんぐらいには、知事が皆さんの関係区の区長さん方もたくさんお見えになったときに、選挙のときに知事自らが発言してい

るんですよ、ですからちょっと考えていただきたいと。そのことについて、後に質問もいたしますが、そういったことをするについても堤外民地がもし引っかかっているところだったらどうだという、そういった点については町も協力ができるようなことは協力をしていただいて、この際に少しでも災害の要因となる事柄が1つでも消し去ることができるのであれば、やはり町も積極的に、県工事でありますけども、町も県に対して協力しなければならないと思うわけでありまして。

進めてまいりますけども、富田川筋には堤外民地がありますが、現に河川敷で野菜みたいなのを作ってらっしゃる方から、聞いていましたら堤外民地の権利者ではない人も空いているところに作っているような人もおるというのを聞いているんですけども、堤外民地について確認をしたいと思います。富田川河口から白浜町の領域分、私が住んでいます北富田の保呂区までの富田川の両サイドの堤外民地も含めたところの、こういった場所の地籍調査なんかは既に終わっているのでしょうか。どうですか、教えてもらえませんか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

溝口議員より、富田川両サイドの地籍調査の実施状況についてご質問をいただきました。

これに該当する地区は保呂地区、内ノ川地区、平地区、庄川地区、十九淵地区、栄地区、富田地区、中地区となります。このうち栄地区の一部、中地区の一部が令和2年度内に登記完了をなる予定になってございます。これをもって富田川両サイドの地籍調査は全て完了となります。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

私も若干不動産の知識はあるんですけども、今現在の堤外民地の状況から判断して、この堤外民地の中で境界なんかは私は確定をすることなんかは絶対にできない、不可能と違うかなと思っているんですけども、その点はどうなっているんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

現地調査を行うときではございますが、登記名義人というのは先ほどからお話がありましたように、大変古い状況でございます。今現在の方に相続の関係で立会いをしていただく状況にはなるんですけども、なかなか現地の確認ができない、現地確認不能地となっているのが、大半になってございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

もう1点確認したいんですが、堤外民地は法律的にいったら当然権利はあるのだろうなとは思いますが、実際の権利というのはどんな位置づけになるのかなと。そしてまた一般的に堤外民地を売買なんかというのはできるのかなと思うんです。先ほど所長がおっしゃったように、堤外民地で多分明治の時代から相続されてないというのは権利関係というのは

どうなるのかなと思うんですけど、そんな状態でも臆本上で売買というのはできるのかどうか、そこら辺をちょっと教えてもらえたらと思うんですけども、いかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

今議員がおっしゃられていたんですけども、実際に立ち会いした後の現地確認不能地となりましたら、新しくできる図面に対しては現状は残りません。ただ今おっしゃられるように不能地でありましても、台帳上は残りますので、売買は可能となります。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

売買は可能と、そんなところをあえて買おうかというような人はないと思うんですけども、そんな事態がもしあったら何か意図的な恣意的な思いでというような方しかいないなという思いはするわけです。

これは以前建設課のほうで職員の皆さん、建設課長、副課長ともいろいろお話をして教えていただいたんですけども、ある程度町としては堤外民地は、もともとは白浜町に住まわれていた方で、中にはお亡くなりになられた方があったら代々引き継いでというか、登記をやりかえている方も中にはおられるそうです。しかしほとんどは大半がおらないけども、そういうような登記が前の死んだおじいさんからその上のおじいさんぐらいの方で、もともとは白浜町の方なので、ある程度は地域の方なので把握はできているというようにお聞きしたんですけども、町としてはあらかたは大体堤外民地の方の所有者というか、所有者の系統というのは把握はできておるんですか。どうですか、教えてください。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

堤外民地の所有者の把握というところで、すべてとはいかないんですけども、今地籍調査が終わってきているところですか、大方が筆界未定地となっておるところで、すべてではないんですけども、分かる範疇、そしてまた今それを追跡して調べているところがございます。その所有者さんにおいて、土地の確定はなかなか難しいんですけども、やはり樹木の伐採等を含むご理解を得たりとかというところを順次進めていっているところでございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

そういうことでしたら、あらかた把握はできていると、そういうことでありましたら、今回、県は特に堤外民地のところは絶対触らないと、そのような方針であるようであります。ですから、今町が大体は把握ができていますから、把握ができていますところで、もし両サイドのところでもそういった樹木が生い茂っているようなところは、それだったら町がこの際にその所有者の系統の方に、この際樹木を伐採させてくれと、そういった交渉というんですか、それをしてオーケーだったら振興局に対してこの付近はもうオーケーになっていますからこの際伐採していただきたいと、この辺を町も協力をして、そういう

ような形で県に対して進達をして、少しでも伐採できるようなところの範囲を広げていくと、そのような形で協力体制を取って協力すべきであると私も思うんですけども、そういった基本的な考え方はどうですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

議員がおっしゃいますように、富田川河川整備事業というのは県事業ではあるんですけども、白浜町内において防災減災対策を行っていただいている、本当に大切な事業であるというふうに認識してございます。

議員よりご提言いただいたように、町も県に協力しなければならないと思っておりますし、また、地域のご協力もいただかなければならない、完成しない工事だと思っております。県、町、地域と連携しながらこの事業を一日も早く完了するよう努めてまいります。

そして、県のほうで樹木伐採というところでございますが、やはり持ち主が分かったとしても、相続というところで難を要しているところもございますが、今県の中でも別事業として官民が一体となって河川の支障木を伐採して有効利用するというような方法も検討してございますし、それには相続ができていなくても相続代表者というような形の方にご理解をいただければ実施できる可能性もございますので、その辺も含めた対応をしてまいりたいというように考えてございます。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

そういうふうな形でありましたら、あらかじめ把握ができておるようであれば、そして当事者の方に、今回はそういう堤外民地のところの樹木がなっているからそれを切らせてくれと言って、あかんと言う人もまた反対に基本的な一般常識をお持ちの方でしたら、それはそれについてはあかんとは言えないと私も思うわけであります。その点は把握をして、県と連携を取ってぜひともやっていただきたいと、そのように申し上げておきます。

また今回1点、昨年も若干言いましたけど、富田川の定義です。私も2年前に初めて分かったんですけども、これは去年の一般質問の場でも言いましたけど、富田川の定義といえますのは、富田橋の向こうにJRの鉄橋がありますが、JRの鉄橋から本当の河口までの間の中間地点までが富田川の定義であるそうです。ですから、今回県のこの堆積土砂の撤去工事というのは、私は最初勘違いしていて、本当の河口から始まるのかなと思っていたんですけども、富田川の定義はJRの鉄橋との本当の河口の中間地点ぐらいが定義であると。ですから、中間地点から本当の河口の部分は今回の堆積土砂の撤去工事からは外れるわけです。外れるということは、今白浜町分だけでも上流6.2キロメートルまでの間の3工区といいましたけど、その間でもう既に予算も14億円も15億円も投入をさせていただいて、工事をやってもらっておるんですけども、本当の富田川の河口の部分のところは全く触らずに浅いままになっている。これではせっかく莫大なお金をかけてやったところで、根本的な富田川の防災対策にはならないのではないかなと思うんです。ここら付近の富田川改修促進協議会さんと町とが一体となって、これはまた違う海の部分に多分なると思うんですけども、これは1つの台風が来たらよく打ち上げられて、また掘っても元の木阿弥だとよく聞きますけど

も、県に対しても年次計画を立てていただいて、最低でも3年に1回とか5年に1回は手を入れて、やっぱり浅くなっているところは採っていただいて、終末の入り口の狭くなっているところは砂を押し広く採っていただきたいと。それをしていただかないと、せっかく何年も国の認可を取るまでも四、五年かかって、それで今採って、十四、五億円のお金を入れていただいても、本当の川の終末の部分がそういう状態になっておるんですから、ここら付近は県と町との間で何か話をしたことは、そこら辺県の認識というのはどういうふうに考えているのか、その点もしあるのだったら教えてもらえませんか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま議員より、富田河口の砂洲部のことについてご質問をいただいております。

河口の砂洲部については、富田川改修促進協議会の事業目的の1つにも掲げて取り組んでいるところですが、やはり議員のご指摘のとおり、富田川水系河川整備計画の対象外であるということから、本当にここが事業に関しての課題となつてございます。県のほうもそれは非常によく分かってはいただいているんですけども、またその地域であります中地区からも強く要望されてございますし、その上流部においても重大な問題であるということは県も町も協議会も皆が認識しているところであります。

ただ本事業で工事の実施が難しいと、この事業で難しいということでありましたら、先ほど議員におっしゃっていただいたように、別の事業を維持工事ですとか海岸の工事とか、そういうところで整備できないか、また、年次的にそういう対策を取っていただけないかという要望をこれからもしていきたいというように思っております。

○議 長

残り時間5分なので、まとめてください。

11番 溝口君（登壇）

○11 番

せっかく上流部分で巨額なお金を投下してやっても、河口部がこのままの状態だったら何もならないと、それは県もある程度認識をしているようでしたら、やはりここは一体となつて、違う海の事業の形の範囲の部分になると思いますけども、官民一体となつて挙げて申入れをして実施をしてもらわないと、本来の富田川の防災対策にはならないと、せっかくやってもお金の無駄遣いに終わるのではというような形になると思いますので、お願いしたいと思ひます。

そういったこの工事に支障があるということで先ほどちょっと言いましたけど、富田川にはオオウナギが天然記念物で指定をされておると。その影響でなかなか富田川を触る場合、先ほどから申しましたように、文化庁といろいろ協議をしなければならない。それが足かせとなつて、財政難もありますけども、ちょうどそのことを口実に今まで県もやはり生態系のことがあるというような形で何度も聞いてきたわけですけども、私はここで教育委員会が所管ですからお聞きしたいんです。多分難しいのだろうと思うんですけども、オオウナギとか天然記念物の指定そのもの自体は、文化庁に返納というか指定を外してくれと、そういうような形で住民からの要望書とかそこら辺があつて要望した場合でも、指定から外すということは難しいんですか。その点をちょっと教えてもらえませんか。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

議員より、オオウナギ生息地の指定について、ご質問をいただきましたのでお答えします。

オオウナギの生息地は大正12年（1923年）に国指定天然記念物として内務大臣より指定され、昭和10年（1935年）に範囲を拡大して、文部大臣より追加指定されております。

オオウナギの生息環境の保全を目的に、白浜町、上富田町、田辺市にわたる富田川河口から上流約18キロメートル間の河川敷が指定範囲となっております。当時オオウナギが多く生息する自然豊かな河川の北限地を保護するために、指定されています。

近年では、平成21年に近畿自動車道紀勢線橋脚建設工事に先立つ富田川環境影響調査において、体長約9センチメートルのオオウナギの幼魚が発見されています。また、和歌山県立自然博物館による富田川河口シラスウナギ流入調査においても、毎年オオウナギのシラスウナギが確認されているところであります。

本指定は、オオウナギの生息環境、ひいては豊かな自然環境を持つ富田川の環境を保全するための指定であり、守るべき国の文化財として、現在も引き継いでいることを踏まえ、オオウナギの生息地として天然記念物の指定を返上するというような状況にないと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

11番 溝口君（登壇）

○11 番

そろそろ時間でございます。教育委員会といたしましたら、教育長としましたら当然その答弁というか、当たり前というか、文化庁の考えにのっとったものでありますけれども、先ほど私が少し言いましたように、ウナギの命が大事か住民の生命、財産が大事かというような観点になってきたときに、これはちょっとどうかなど。

ですから実際に工事をするのにこれが足かせとなって、先ほども言いましたように、本来でしたら水面下で埋まっているところの土砂も採ってもらうのが私は一番効果が持続するのと違うかなと。ですから私は現実的に言いましたら、小学4年か5年のときですから12歳前後で、そのときに私が白鷺橋のところでゴムボートを、ビニール製のボートを浮かべて遊んだ記憶があるんです。そのときは白鷺橋付近一面一体は湖みたいな状態でした。私が60歳ですから、もう50年です。50年たった今の現況は、白鷺橋からあそこの血深井堰ですか、間というのは川幅の約7割が埋まっている状態なんです。今回の工事はその水面よりも出たところの堆積土砂を採って断面を確保したら、大水が出ても流れるというような県の判断でやっているんですけども、私ども地元の間人からしたら、やっぱり川がこのまま埋まっていったときにどうするのだと。そしたら難しい、ややこしい、面倒くさいと言っても、文化庁と協議をしていただいて、抜本的に埋まっている水中の下の堆積土砂を採ってもらわないと、農業用水の確保にも日々問題が起きてくるような、そんなことにもなってくるの違うかなと思うわけでありまして。ですから、こういった今みたいな現状になるのはここ5年、10年になってきてないわけです。

私が申し上げたように、私が小学校4年生、5年生、11歳、12歳のときから50年た

って、川自体が今のような状態になっているわけです。白浜町は終末のほうですから、上流の地区はあまり変わっていないと思う。上流の地区は流すばかりですから、下流の我々の白浜町の河川の状態というのはここ40年、50年たって、今の状態になってきているわけです。でも県にやっていたいでいる工事というの、これもやっていたくまでに本当にこれうまくいくのかなと思いましたが、何とか国の認可をいただいて今やっているわけですから、最大限の効果が出るように1億円、2億円のお金を投下してくれていないんです。14億円、15億円、あれだったら20億円ぐらいという、これぐらいの巨額のお金を投入しているわけですから、やはり効果が最大限出るように、ここは町も県と協議をして、申し入れるべきは申し入れて、最大限の効果が発揮できるようによろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に町長、何かありましたら、一言、それで終わりたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま溝口議員から、河川整備に伴いましての多くのご提案、ご提言、そしてまたご意見をいただきました。

冒頭にも申し上げましたように、富田川流域の方々におきましては、過去からも、また近年においても水害に見舞われ、大変ご苦勞、ご心配をおかけしてきました。そういった中、悲願でありました富田川河川整備事業が昨年より実施されましたのは、議員をはじめ各関係者や各地域の皆様のおかげであると、本当に感謝しております。町といたしましても、この事業が途切れることなく、今後もずっと継続して実施していただき、水害を起こさない河川になるよう、富田川改修促進協議会や各地域の皆様と連携して取り組んでまいりますので、議員におかれましてもご尽力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

防災対策についての質問は終わりました。

以上をもって、溝口君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11時04分 再開 11時09分)

○議 長

再開します。

2番 楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の質問は、分割方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとして、辺地対策事業債について、2つとして、県営住宅・町営住宅の空き状況についてであります。

はじめに、辺地対策事業債についての質問を許可します。

2番 楠本君(登壇)

○2 番

通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

最初に議長にお許しをいただきたいと思いますんですけども、質問の要旨の中で1、2、3と書いています。辺地対策事業債についてですが、1と2と関連性がありますので、1と2と併せてお願いしたいと思います。2つになりますので、よろしく申し上げます。

それでは、辺地対策事業債について、質問をいたします。

この件については、以前にもお伺いしましたがけれども、椿地域も辺地対策に充当されると答弁がありました。過疎対策事業債も関係があることから、日置川事務所で担当になったとお聞きしております。

辺地総合整備計画に基づいて公共的施設整備について、辺地対策事業債を財源とすることができ、辺地債は充当率が100%で、元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、大変有利な財源措置であると思います。

近年、高齢化により、社会保障に必要な予算が増加する中、何の予算を残していくか、扶助費は公債費の次に自治体の裁量は効きづらく、今後、急増が見込まれる重要な課題であると思います。

辺地対策事業債と過疎対策事業債の計画は辺地総合整備計画と過疎地域自立促進市町村計画に分かれておりますが、進捗状況についてまずお願いしたいと思います。

担当部局に問い合わせますと、各課のヒアリングを行っていると聞かすが、大きく分けて1産業振興、2交通・通信、3生活環境、4福祉・医療、5教育・文化と大別されているところでございます。

現時点での各課の取りまとめ状況についてお伺いいたします。

また、旧日置川管内において、過疎債から辺地債に乗り換えることは法的に可能であるのかどうかお伺いしたいと思います。

そこで、椿地域も辺地対策債の範囲に入っているわけなんですけれども、何をやるにも地元意見が大前提であります。旧椿小学校の利用についても辺地度点数算定表では105点となっているので、算定可能と聞いております。

そこで、椿小学校跡地も含めた辺地対策事業債について、どう考えているのか、お伺いしたいと思います。

分割方式でございますので、辺地債について先に質問いたします。

○議 長

楠本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま楠本議員より、辺地対策事業債の位置づけ並びに辺地対策事業債と過疎対策事業債の整合性について、ご質問をいただきました。

辺地とは、交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件が他の地域に比べて厳しい環境にあり、住民の数、その他について政令で定める要件に該当している地域とされており、これまでは川添地域に2か所ございましたが、平成31年3月に椿小学校が閉校したことにより、椿地区も辺地の該当要件を満たすことになりました。

町といたしましても、日置川地域における過疎地域自立促進市町村計画と同様に、辺地条件を満たす地域の辺地総合整備計画の策定に着手し、辺地対策事業債を活用した事業を実施することにより、地域格差の是正に取り組んでまいりたいと考えています。

椿地域の辺地事業対策事業につきましては、旧椿小学校の利活用を含め、これから関係各課で辺地対策事業として取組可能な事業を取りまとめまして、辺地総合整備計画を策定する予定でございます。

辺地総合整備計画は、辺地の対象地域となった樺地域の活性化や安全・安心な暮らしの確保を図るための事業について、辺地対策事業債を積極的に活用し取り組んでいけるよう計画したいと考えております。

当計画の策定に当たりましては、議員の皆様にもご説明、ご相談をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

詳細は担当課長に答弁させます。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君（登壇）

○番 外（日置川事務所長）

それでは、辺地対策事業債の位置づけや辺地債と過疎債の整合性についてご説明させていただきます。

辺地地域と過疎地域の最も大きな違いは、対象地域の考え方です。過疎地域は現行または合併前の市町村単位となっており、白浜町においては旧日置川町全域であることに對し、辺地は、当該地域の中心地を含む5平方キロメートル以内の面積の人口が50人以上であることと、駅や学校、医療機関等、地域の主要施設への距離に応じて算出される辺地地点数が100点以上の地域であることの条件を満たしていれば、認められる地域となっています。

辺地として認められた地域は、地域間格差の是正を目的に制定された、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律に基づき、辺地総合整備計画を定めることにより、辺地対策事業債の支援措置を受けることができます。

白浜町で辺地の条件を満たすのは、玉伝・大・宇津木・小川・城・上露地区を合わせた地域と、市鹿野地区、樺地区の3か所となりますが、辺地総合計画はまだ策定されていないため、現在、策定に向けて準備作業を進めているところです。町としましては、辺地対策事業債を有効に活用したいと考えていますので、各課に取り組むことのできる事業等の照会を行い、各地域の辺地総合整備計画取りまとめ作業を行う予定にしています。

過疎地域自立促進市町村計画につきましては、通常、和歌山県過疎地域自立促進方針に基づき策定することとなっています。現在、来年度以降の新たな過疎法の制定に向け、総務省や政府で議論が行われ、過疎対策事業債等の支援措置は現行過疎法の仕組みを維持することを基本とすることで検討されていますが、新過疎法の制定時期は未定となっています。

そのため、県方針はまだ出されていませんが、現在町では先行して現行計画を基に関係各課において事業方針の調整や事業の抽出を行い、取りまとめを進めているところです。

日置川地域の辺地地域は辺地、過疎の両方に該当する地域となります。同じ事業に辺地対策事業債と過疎対策事業債を重複して活用することはできませんが、辺地総合整備計画と過疎対策自立促進計画に同じ事業を計上することができるため、2つの有利な財政措置のある地方債を選択して活用することが可能となりますので、順次進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長

再質問がありますか。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

辺地対策事業債について、答弁をいただきました。

その関係で、1つは過疎債から辺地債に乗り換えることができないのかという質問に対して、過疎債は既にもう前からやっているところなんですけど、例えば安居の簡易水道は除外されたとしても、簡易水道を例に取れば、日置川地域は簡易水道がかなり多いと思います。その中でやはり辺地債に乗り換えることができないかと。起債の充当率は同じでも交付税措置の元金償還の部分では10%違いますから、10%というてもやはり大きいと思います。その点についての考え方をお聞きします。

それから、椿地域の辺地計画でございます。地元のまとまりがなかったらあかんのですけれども、うわさで聞くとあまりいい話を聞かないんですけれども、とにかく一丸となってやらなければならない問題であると思います。何といたってもやはり町の多大な支援を受けて椿はなの湯が運営されております。新型コロナの対象でかなりお客さんも落ち込んだんですけれども、椿は温泉が一番いいというふう聞いておりますので、この温泉を活用した辺地対策計画が私は最適であるというふうに今までの活性化委員会の中でもこういう意見が出ておりました。その2点について考え方をお聞きしたいと思っております。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

今楠本議員から2点ほど、いただきました。

まず1つですけれども、簡易水道の件でございますが、これも正確に県のほうに確認をしてみなければいけないと思いますけれども、飲料水用供給施設につきましては充当率50%になってございます。実際簡易水道をこれまで充当できるかということは今後確認していきたいと思っております。ひょっとすれば過疎債のほうで進めていかなければならないかも分かりません。

椿の温泉施設でございますが、先ほど町長がおっしゃったように、今抽出しているところでございます。今後ご相談させていただきながら、もしいけるのであれば進めていきたいと思っております。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

今、簡易水道については確認するというところでございます。椿の辺地対策事業債の運用については早急に考えてほしいというふうに思いますし、後の県営住宅、町営住宅の質問にも及びますけれども、ますます疲弊してきているのが実態でございます。そういうところも踏まえて早急な計画をお願いして、辺地対策事業債については終わります。

○議 長

以上で、辺地対策事業債についての質問は終わりました。

次に、県営住宅・町営住宅の空き状況についての質問を許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

椿県営住宅、さらに町営住宅の空き状況について、お伺いしたいと思います。

椿県営団地の空き状況について、西牟婁振興局建設部建築課に問い合わせると、全戸数が30戸のうち9戸空いていると。これは大分先に聞いた話なんですけど、実際に関係者に問い

合わせると、もうすぐ退去するという人も含めて、やはり15戸近いほどの空いていると聞きます。その中で8月18日に抽選会で10月1日に入居可能と聞いているわけなんです、入居募集によりますと、所得により異なりますが6段階に分かれており、2万2,800円から4万4,700円となっており、共益費が約6,000円、駐車場代が2万円、最低3万800円必要で、収入の高い方は5万2,700円となる模様です。建設部に聞きますと、人気、不人気があり、学校がない、買物も不便であり募集に満たない場合があると聞きます。

町営住宅もそうですけれども、政策空き家がないような、町民が利用しやすい方策がないものかと思うところでもあります。学校がない、買物も遠い、働く場所が遠い等々、条件が悪く、築後25年も経過しております。このときには小学校へ通う人も10人近くおって、椿の閉校にも椿の存続にも関係していたところではありますが、社会情勢も変化している中で、やっぱり入居基準を見直す方法はないものか伺いたいと思います。

また、町営住宅もそうなんです、政策空き家が多いし、やはり西越団地のほうでもかなり、あれはどうするのというような問い合わせがあります。日置の浜田団地についてもそうです。やはり社会情勢が変化する中で、法律がそうなっているからといって、このまま放っておいたら本当に宝の持ち腐れになると思います。そういうことも踏まえて、やはり何かいい方法はないのかと思うところでもあります。

これで、1回目の質問を終わります。

○議 長

楠本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

楠本議員より、町内の公営住宅についてご質問をいただきました。

公営住宅の状況につきましては、昨今の少子高齢化や経済状況の変化など公営住宅に求められるニーズの変化により、入居募集を行っても希望者が少なく、満室にならない状況が続いており、どのようにして入居率を高めるかが課題となっております。

公営住宅の状況等につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君（登壇）

○番 外（建設課長）

それでは、県営住宅及び町営住宅の入居状況についてご説明させていただきます。

椿の県営住宅の空き状況については、議員もお問い合わせいただいたようですが、私も所管である県に確認いたしましたところ、本年8月末現在で30戸のうち10戸が空き住戸になっているとのことです。

また、町営住宅の入居状況につきましては、現在町が管理する公営住宅及び改良住宅は359戸あり、入居戸数が243戸、空き戸数が116戸という状況となっております。

次に、募集状況についてご説明させていただきますと、町営住宅の入居募集は住宅需要等も考慮しながら奇数月ごとに年6回入居募集を行ってございます。その募集状況につきましては、昨年度は募集戸数が延べ50戸に対しまして、応募戸数は8戸ということで、募集倍率は0.16倍となっておりまして、直近3年間における募集倍率も同等という低い倍率でございました。

議員が言われますように、学校が遠いとか買物や通勤が不便と、生活の利便性が低い地域におきましては、特に応募される方が少ない状況でございます。こうした現象は、白浜町に限ったことではなく、例えば都市部では公営住宅の需要は高く、入居募集も高倍率となっている一方で、郊外地域では立地条件の悪さや老朽化などの要因から入居希望者も少なく、慢性的に空き住戸が発生し、地域の活力や地域コミュニティの低下が指摘されているところがございます。

次に、入居基準の見直す方策はないかというご質問ですが、町営住宅の入居資格の所得要件は、公営住宅法施行令で規定する基準を参酌いたしまして、白浜町営住宅条例で定めており、また公営住宅の家賃は公営住宅法の規定により算出をしておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

町といたしましては、入居促進を図るために単身入居できる町営住宅の拡充等について今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、人口減少や少子高齢化の急速な進行、民間空き家の増加など町営住宅の需要が減少している中で、今後の町営住宅については、地域的なバランスや需要予測を適切に判断し、必要に応じ、期限付の入居や社会福祉事業等へ活用するなど、過度な保有ストックが形成されないよう努めるとともに、高齢者や入居者の多様なライフスタイルに対応した住宅整備が必要であるというふうに思っております。

最後に、政策空き家についてでございますが、老朽化で政策的に入居募集を停止している政策空き家は、現在7団地で66戸ございますが、これらにつきましては長年放置しておきますと保安上や防犯上等の様々な問題が出てくることから、撤去できる条件が整ったものにつきましては、随時撤去を行うなど今後も引き続き適切な管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

再質問があれば、許可いたします。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

今答弁をいただいたんですけれども、1つは人口減少が進む中で移住・定住の促進については町の重要な課題であると思っております。人口減が進む中において、まず住む家が一番大事だというふうに思いますし、このたびの台風によって避難場所の問題もございます。そういうことも含めて、やはり総合的に、もし災害が起きたときの避難場所ということも考える必要があるのではないかと考えております。

そして、答弁の中で、入居する希望者に人気がないのは、民間アパートでもそうなので苦戦しているというふうに言われておりますけれども、この中で必要に応じて期限付の入居や社会福祉事業へ活用するなどというふうに答弁されているんですけれども、具体的にこれはどういうことを指すのでしょうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

私の答弁の中で、期限付入居や社会福祉事業等へ活用するというところのご質問をいただいております。

期限付といいますのは、災害とかがあった場合に、他県からこちらへ避難されてきた方々とかそういう方々におきまして、一時的に入っていただくというような配慮をするということもございますので、そういったことを示してございます。また、社会福祉事業ということで、やはり民生課等ともいろいろ調整は出るかと思うんですけども、そういった方々の住む上でいろいろと難のある方々の調整を行って、一時的な入居を許可していくというようなことを考えたことでございます。

○議 長

再々質問があれば、許可します。

2番 楠本君（登壇）

○2 番

その部分については先ほどの答弁にもあったんですけども、やはり法的にかなりハードルが高いというふうに思っております。しかしながら、やはり県営住宅についても町営住宅についてもそんなんですけども、有効利用するということが、さらには政策空き家の撤去等重要な課題であるというふうに思います。そういうようなことで、建設課は空き家が116戸あるということでございますけれども、116戸の中で政策空き家がどれだけあるのか、これは含んでいるのか含んでないのか、それも含めて教えていただけますか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

今ご質問いただきました、空き戸数が116というところについては、政策空き家も含んだ状況ということになってございます。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

116から66を引いたらかなりの空き家もありますので、今後有効活用をしていただくようお願いして、住宅について、県もそうですけれども、有効活用していただきたいと思っております。

椿団地でも入っている人に聞きますと、やはり少なかったら少ないということで、掃除も早く回ってきます。そういうようなことも含めて、共益金が高いとかいう問題もありますけれども、そういうことだけではなしに、奉仕活動とかいろいろな面でやはり弊害が出てきておりますので、その点も踏まえてよろしくお願ひしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議 長

県営住宅・町営住宅の空き状況についての質問は終わりました。

以上をもって、楠本君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 11時40分 再開 12時58分）

○議 長

再開します。

南議会運営委員長から報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君（登壇）

○6 番

報告を行います。

休憩中の議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、議案第77号から報告第10号までが提出されましたが、本日は資料配布にとどめることになりました。

議案第77号から議案第85号の決算認定につきましては、申し合せにより決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日、議会終了後に議員懇談会を開催しますので、よろしくをお願いします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

引き続き、一般質問を行います。

8番 丸本君の一般質問を許可します。

丸本君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は50分です。質問事項は、白浜町湯崎地区漁業振興施設についてであります。

白浜町湯崎地区漁業振興施設についての質問を許可します。

8番 丸本君（登壇）

○8 番

議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。それでは、早速一般質問に入りたいと思います。

私の質問は1点です。白浜町湯崎地区漁業振興施設フィッシャーマンズワープ白浜について、質問させていただきます。

今年、令和2年5月と6月に開かれた全員協議会の資料によりますと、当施設は平成24年8月6日に県へ建築確認申請を屋上活用なしで出しています。そして、翌年の平成25年7月18日に、県から、建築確認検査済証を屋上活用なしで交付となっております。同施設の屋上部分については、活用なしであれば、商業施設等に利用できないのではと考えられますが、建築確認検査済証が交付された7月18日に、指定管理者から町に自主事業承認願が提出され、同月24日に白浜町が自主事業を承認しています。その後、屋上活用なしで建築確認検査済証を交付したフィッシャーマンズワープ白浜の屋上には、飲食ができる商業施設ができ、今日まで営業を続け、現在に至っています。

同施設の屋上には、飲食を伴う施設ができ、不特定の利用者が利用している現状を見て、果たして屋上の活用なしと言えるのか、答弁をお願いいたします。

○議 長

丸本君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員から、白浜町湯崎地区漁業振興施設についてのご質問をいただきました。

以下、漁業振興施設と呼ばせていただきますが、先の2回の全員協議会での町からの資料として、漁業振興施設の建築確認検査済証が屋上活用なしと交付されているとしていること

に対して、現在までの状態が屋上の活用なしと言えるのかとのご質問でございますが、現在の屋上につきましては、漁業振興の開業以来、主に海鮮を提供するバーベキューコーナーとして多くのお客様に活用いただいています。当然、屋上の活用なしと言える状態ではないと考えています。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

屋上の活用なしと言える状況ではないというご答弁をいただきました。建築確認申請を屋上活用なしで申請し、その後、建築確認済証の交付を受け、屋上活用をしておると。なしと言える状況ではないというご答弁でしたね。これは法令上、許されるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

法令上ということになってまいりましたら、まず建築確認書、検査済証の申請について、5月と6月に開かれた全員協議会で、これは当初屋上施設については活用なしでと書いているわけなんですけど、確かに活用なしということになるんですけど、活用するという状態で申請をしていないということでご理解ください。それで、これが法的に違法かどうかということになりましたら、常時ということでごございましたら、確かに確認申請の中身とちょっと違ってくるということになりますけど、一時的にということ、当初は夏場とかゴールデンウィークとか一時的な利用でございましたので、それについてはすなわちそれが直ちに建築法上の問題であるということでは考えてございません。

以上です。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

法令上の問題点はないんですかとお聞きしているんですけど。なしとは言えないと、現状、屋上を活用なしとは言えないというご答弁を町長からいただいたんですけども、建築確認を町から県へ出していますね。建築確認証は屋上活用なしと申請しているんでしょう。そして完成のあかつきには屋上活用なしで検査済証を交付されているんですよ。これは法的に適法なのですかとお聞きしているんです。法令に違反していないんですかと。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

あくまで建築基準の申請については、1階と2階はこういった商業施設として使うということで、3階部分、屋上部分については特にその記載がなしで出しております。それでその空きスペースといいますか、そこを一時的に活用する、これが常時何かの形で別の建物が建ってやっているということであれば違法になりますが、あくまで一時的な仮設の建物という仮設の工事をやる限りについては問題ないというふうに考えてございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

この同施設建設については、過日、富田事務所で農産漁村活性化プロジェクト支援交付金を受けていると、こういうお話をお聞きしたところでございます。交付金の申請には必要書類の中に設計図が必要になってくると思いますけども、5月27日に開かれた全員協議会の会議録の中に、私が屋上部分にある木造施設の基礎部分について次のようにお聞きしております。国へ出した図面には柱とかそういう構造物をのせる基礎がない図面を出しているということですねと、このようにお聞きしております。これに対して古守課長は明確に、そうだと発言しております。国への交付金申請の設計図には、屋上に基礎がない設計図を提出しています。しかし、会議録の中では、私は、完成したときには基礎があったと発言しています。これに対し、古守課長は、平成25年7月完成時には基礎はなかったということとございますと、このように答弁しております。次に私は、基礎はどこがつけたのか、基礎がなかったのであれば、基礎はどこがつけたのかと、この問いに対し、古守課長は、基礎は町がその後につけたと答弁しております。

8月に入り、8月19日と21日、そして翌週の26日、3度農林水産課へ行き、古守課長からの話を聞く中で、完成時に屋上基礎の部分があったと説明を受けております。完成時に屋上に基礎がなかったから、あったに変わったわけです。

工事の施工会社の図面と国へ提出した図面は同一でなければならないはずですが、国へ提出した図面に基礎がないのであれば、施工完成時に屋上に基礎があるのが理解に苦しむところです。この違いの説明を求めたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員ご指摘の点につきましては、私の説明により大変ご迷惑をおかけしたと反省してございます。

確かに5月27日の全員協議会の丸本議員からのご質問に対し、私は完成時に基礎はなく、その理由といたしましては、当時の担当者の確認の内容をうのみにしまして、その後つけたというふうに聞いていますという旨の答弁を申し上げました。その後、議員から資料できちんと確認をしろと求められましたので、完成図書を確認したところ、完成設計書と図面、それから写真でも基礎に関する記述がございましたので、丸本議員にお詫びを申し上げました。ほかの議員の皆様に対しましても、この場をお借りしてお詫び申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

それから、施設の建設に活用しました、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の申請には、必要書類の中に設計図が必要になってくると思うとのご指摘でございますが、交付金の申請には設計図の添付は求められません。町に残されている関係資料を確認してもご指摘いただいているような基礎の有無まで分かるような設計書などはございませんし、念のため提出先の近畿農政局の担当にも確認しましたら、そのような細かな設計図を提出する必要はなく、近年提出されている他の自治体からの申請も確認いただいたのですが、簡易な平面図程度の図面が添付されているとのこととございました。丸本議員は、工事の施工会社への図面と国へ提出した図面は同一でなければならないというお考えのようでございますが、漁業振興施設の建築にいただいた農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、特に問題は

ないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

はい、分かりました。ご答弁いただきました。工事の施工会社と国へ提出する図面が同一である必要はないと、このようなご答弁だったと思います。

それでは、入札時の図面にはこれには屋上の基礎があったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

入札時の図面には、ご指摘の基礎はございません。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

国へ提出している図面と、入札時の図面には、両方屋上の基礎がないのであれば、入札後に工事変更契約をしたことが考えられます。

同施設については、8月に3度富田事務所でお話を聞いております。その話の中で、8月19日と21日に工事変更契約書なしと説明されたのを私は聴き取り、メモを取ったわけですが、1週間後の8月26日に富田事務所へ行くと、古守課長は、変更契約なしとは言ってないと、前回の発言を否定しました。施工業者へ出した図面、国へ提出した図面には屋上に基礎の部分がないのに、完成時には屋上に基礎がある。工事変更契約なしで設計図にない基礎が完成時にあれば、基礎部分のお金がどこから出てきたのか、屋上の基礎部分変更の契約はありますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

丸本議員は、私が変更契約なしとは言っていないと発言を否定したと言われておりますが、私の記憶に基づき、当時の状況を説明させていただきますと、議員は確かに8月に3度確認に来られています。それが19日、21日であったのかの記憶はございませんが、1回目、2回目はたしかこの付近でございました。3度目は26日でございます。

1回目、もしくは2度目のどちらかであるかの記憶はないのですが、そのうちの1回は工事関係事務のことを把握している部下にも同席をさせました。当然私は変更契約はないとは言っていないと記憶しております。そして、その同席した職員に確認したところでは、課長は丸本議員に、工事全体の中で大きな変更が生じてきているので、この規模になれば変更契約なしというようなことはあり得ず、恐らく変更契約はされていると思うとの旨を返事していたと。ただその後、この部分だけ、いわゆるご指摘の基礎の屋上の部分です。この部分だけでの変更契約はしていないと言っていたということでした。

議員はその際に私もメモを取られていたという記憶はございますので、議員のメモとして、工事変更契約書なしと記載があるのであれば、前段の部分、全体の中で工事を変更契約していると思うという部分には触れず、後段の部分のみをメモされたのではないかと私は思っ

います。

基礎部分のお金がどこから出てきたのか、問題が出てくるので発言を否定されたというふうなことを推測いただいてございますが、そのようなことは一切ございません。改めてきちんとお答えをさせていただきます。

ご指摘の屋上の基礎部分の変更契約につきましては、その部分のみを対象とした変更契約でなく、建物全体工事の1つとしての変更契約を行っています。よって、基礎部分変更契約はあるとご理解ください。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

変更契約があるのでしたら、その工事の費用面において、やはり基礎部分が12個ありますね。費用面において幾ら増額になっているんですか。木造の建物の柱の下に12個の基礎部分が新しくできていますね。変更契約してあれをつくったのであれば、費用というのは上がってくるでしょう。単価というのが上がるはずですけど。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私も当時の担当課長ではございませんので、そこの部分は細かなこの場でお答えする数字は持ち合わせてございませんので、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

費用というのはかかってくるでしょう。変更契約があると言うたのと違うんですか。変更契約がないというのが今度はあるようになったんでしょう。単価をはじき出さないと。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

変更契約はございますが、その細かな数字をここで適当なことは申し上げるわけにはいかないのです、その数字については後ほど答弁をさせていただきますということでございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

全協の資料では、県は平成25年7月12日、漁業振興施設の建築確認検査をしております。その後、白浜町も工事検査員が検査をしていると思っておりますが、県、町共に図面にない基礎部分が屋上にあるのを知った上での検査が通ったのか、その辺はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

検査機関からは、ご指摘の検査に基づき、建築確認検査済証の交付を受けております。屋上の基礎部分のことは、当然現地にて把握できていると思っております。町の工事検査員の検査で

は、図面や設計書などの完成図書を基に、現地確認を行います。先ほど図面や設計書に出ていると説明させていただきました。図面には基礎部分による検査とのご指摘でございますが、基礎部分は図面に記されており、その図面による検査が行われたということでご理解いただきたいと思います。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

ちょっとお聞きしますけども、入札時には図面に12個の基礎というのはないんでしょう。完成したときにはあったんでしょう。その完成した完成の図面というのにそれには載っているんでしょう。それで検査が通ったんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そのとおりでございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

5月27日の全協の説明では、最初から国のほうに申請している図面では屋上に物がのせられる構造にしていたと、このように古守課長が言っております。このことは国からの補助金のメニューの復興補助というメニューだったということで、防災面の補助であるので、屋上に一時避難できるようなことも含め、屋上は既に申請時には強度を強化していたと、古守課長はこのように説明されております。いわゆる国からの補助金を防災面の補助であり、屋上は一時避難できることを含め、人が避難しても耐えられる強度があったとのこと。しかし、完成後には屋上で飲食の施設を営業している。防災面の補助金はどこに使われているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁業振興施設は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受けて建築されたことは議員もご承知のことと思いますが、この交付金には、平成23年度分とそれから平成24年度分がございます。このうちの平成24年度分の一部が、この交付金の中で東日本大震災復興事業の枠組みとして国で予算化されたものとなっております。要は国の予算を取る枠組みの中で、復興事業というタイトルのものを取ったと。その条件としましては、あぁいった海沿いの施設で、周辺の人が上に乗れるというふうなことの要素を入れると、国の予算が通りやすくなるということで、その交付金を使ったものでございます。

私の説明を聞いて、丸本議員は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金とは別の防災面の補助金をもらっていると思われるようでございますが、そうではございません。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

1つの施設に2つの補助金が入るように私は思っていないですよ。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

1つの施設に2つの補助金ということですが、継続事業のような格好になる場合、様々な事業がございます。それで年度ごとにそれぞれの交付金を使うというのは当然あり得ることです。ましてや今回の場合は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という1つの交付金、これを23年度分、そして24年度分ということにいただいているものでございますので、【令和2年白浜町議会第3回定例会（第4号）P.17に関連記載あり】

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番

施設の完成後に、屋上部分は飲食の営業がされておりますけども、同施設は一時避難できることを含め、防災面の補助を使ったということであれば、屋上は避難場所になっているんですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

避難場所というのは、町が指定する避難場所というご認識のほうでよろしいですか。

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番

はい。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

町の指定する避難場所という指定はございません。災害時に付近の方々が一時的に避難できる場所として漁業振興施設の屋上を活用するということでご理解いただきたいと思います。

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番

どういう災害時に避難するんですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

津波が来た場合、地震が揺った場合、これから津波が来ると。そのときに高台がない。そのときにこの施設の屋上を活用できる、そういうことです。

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番

津波の到達時間は湯崎まで15分前後だったと思うんですけど、15分あつたらずっとゴルフ場のほうへ、フィッシャーマンの2階よりももっと高い所へ逃げると思うんですけども。

復興補助は防災面の補助ということであり、屋上強化をしていれば、避難場所に指定して当然である。指定はしていないけど避難場所と、あそこの場所はやはり海拔から言うても津波で逃げる安全な場所ではないと思うんですけども、到達時間は約15分前後、ずっと山の上のほうへ逃げたほうがよっぽど安全なんですけども、何で一時避難とか津波の避難とか、何を根拠にこんなことを言っているんですか。海拔が低いのと違うの。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

【令和2年白浜町議会第3回定例会（第3号）P.17に関連記載あり】、避難をする方については、健常者の方もおられます。それからお身体の不自由な方、それから何らかの理由ですぐに逃げられなかった方、すぐに全員逃げてくださいれば健常者の方もそういったことで助かりますが、山は安全だなということで、近所で近くで海を見ていたら前から津波が来たと。そのときにはやはりそういった場所があるということで、その方の命が助かります。【令和2年白浜町議会第3回定例会（第3号）P.17に関連記載あり】

ですから、私は今の津波の復興支援という、東日本大震災の復興枠組みとしてそういった補助金があつて、屋上をそういったものに活用できるということも含めて、補助金をもらうということについては何ら問題はないというふうに思っております。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

これはどこまでいっても平行線になりますので。

○議 長

通告内容に戻っていただいて、そこからやっていただいているんですか。

8番 丸本君（登壇）

○8 番

国に提出した補助金の交付を受けるための申請書に添付する図面に、防災面の補助であるため、屋上に構造物をのせる基礎がないのが当然であると思います。

基礎をのせた図面を提出すれば、屋上に構造物等をのせることになり、補助の対象から外れることが考えられると思います。国へ提出した図面に、屋上の基礎があつても、補助金の交付を受けられたのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

屋上にどのようなものがのるかというふうなことにもよりますが、ご質問のご指摘の施設、この屋上の基礎ですが、この存在は国も知ってございまして、施設を設置することによる積載荷重によるやり取りもされてございますので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受け取ることに支障はなかったというふうに考えてございます。

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番
交付金を受け取ることに支障がないと、私は受けられたのか、受けられなかったのか、その辺の質問をしているんですけども。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
何を受けられたのか、何を受けられなかったのかというところが分からないんですが、もう一度そこを教えていただけますか。

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番
国へ提出した図面に屋上の基礎があっても、補助金の交付を受けられたのか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
受けられてございます。

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番
次にいきます。5月27日の全協資料に、平成24年8月31日確認検査済証交付、その後基礎形式を変更とあります。これは1階部分の基礎を杭打ち工法からベタ基礎工法への変更であったと記憶しております。しかし、2階屋上については、12個の基礎を追加した変更の記述がありません。屋上の基礎部分の設計変更をした日はいつですか。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
書類的にはそのような資料はございませんでしたので、当時の担当者に確認をしましたが、設計を変更した日がいつであるかという明確に分かる資料は確認できませんでした。

○議 長
8番 丸本君（登壇）

○8 番
補助金を受けるため国へ提出した図面、また施工業者へ提出した図面にも屋上の基礎部分がないとのことでありますが、しかし、完成時には屋上に12個の基礎がのっておるわけでございます。設計変更したとのことですが、建築確認検査済証には屋上活用なしとなっております、建築確認検査済証が交付された同日、7月18日に指定管理者から町に、自主事業承認願が提出されております。3階部分に構造物をつくる協議が建築途中にされたと思います。県への建築確認の申請、国への補助金の申請に添付した図面は、設計変更の届けをしていたのか、あるいは設計変更の届けをしていなかったのかご説明してください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

建築確認検査済証には屋上なしとなっておるといご指摘をいただいたんですが、ここは先ほどからご説明させていただいているように、当時の資料の中で議題が屋上施設のことを申し上げてございましたので、そこが建築確認申請済証の中で分かりやすいように屋上の活用なしとすることを資料として記載したものでございます。

検査済証の中に屋上活用なしと明確に記載されるということではなしに、使用するのは1階部分、2階部分ということで申請をしておりますので、そこはお間違いのないようお願いしたいと思います。

それから、ご質問の設計変更届の件でございますが、建物の形状が全体的に大きく変わるとか、そのような重要な変更であれば変更の届出が必要となりますが、軽微な変更でございます。全体の工事費の中から、先ほどその部分の工事費は幾らかといたらまだ明確な答弁はしてないわけですけど、2億円を超す事業費の中の一部の工事の変更でございますので、届出は必要なかったというふうに認識してございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

当施設、フィッシャーマンズワープ白浜は、平成25年7月に完成、そして7月18日に県は建築確認検査済証交付、同日、指定管理者から町に自主事業承認願の提出があり、同月24日に自主事業を町は承認しています。その後、28年3月に負担金を出し、2階屋上にある木造構造物を含め、指定管理者が初期投資した物品等は町の所有になっております。

現在、指摘されている屋根は、平成29年5月に改修し、平成30年に行われた建築基準法に基づく特殊建物調査でフィッシャーマンズワープ白浜の屋上にある部分、2か所の木造構造物が建築基準法12条に抵触するとのことであります。これらの構造物は、いずれも町の承認の下、指定管理者の負担により設置、改修したと資料には出ております。町の承認を得て、指定管理者が設置、改修したものであり、借地借家法第33条を見ても、改修した部分は指定管理者の所有物と言えるのではないかと思います。

施設改修を承認する前、関係する法令を調べていなかったのでは。なぜ町は建築基準法に抵触するのに指定管理者の負担で改修することを認めたのか、説明を求めたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理という制度は、行政処分の1つでございますが、借地借家法というのは民事の契約事項でございますので、その適用がそのままということについては疑問はございますが、いざその費用を出した当事者となると、借地借家法に準じて自らの費用を投じたものの所有権を主張される可能性はあると思います。その辺りのことを協定書や仕様書などで一定の制限を示し、指定管理者の権利を否定しておくのが一般的な例ですが、当時の担当者にその辺りのことを確認しましたところでは、残念ながら議員のご指摘のように、そのようなところまで考えていなかったとのことでした。

また、建築基準法への抵触という点につきましては、今回指摘されたような、屋根はボルトで簡易な固定、基礎も仮固定のような状態の施設が建築物に該当するかについては、県の建築主事の見解で異なるというようなこと、また民間であれば、先般指摘された12条検査などで指摘されてから改修する事例が多いというふうなことの部分をお聞きしてございましたので、そういったものも含めまして改修を認めたということでございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

今の答弁を聞いておったら、12条検査で指摘されてからと、これが建築基準法に抵触することを知っておったのではないですか。今回県から言われているのは、12条検査に抵触すると、これを言われておるのでしょう。その検査で指摘されてから対応すると。それだったら最初から分かっておったのではないですか。今ご答弁の最後のほうに、12条の関係で指摘されてから改修すればという、このようにおっしゃいましたね。指摘されてからということは、抵触する可能性があるから指摘されてからと言うんでしょう。知っておったということでしょう。責任は重大です。これを承認したというのは、これは本当に責任重大ですよ。全然知らなかったというたらあれだけど、指摘されてから、検査で12条検査というのがあるのは知っていたのではないですか。それで指摘されてから改修すれば問題がないと、こんな答弁をされたの違うんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この建物については、ここにも書いてありますように、当時施工した業者とも相談をしながらやったんですが、やはり県の建築主事の見解により異なってくるというふうなことで、ただ確実にクロということではなしに、グレーな状態であるのかなという認識はございました。一般の民間のところではやはりこのような違法建築物はたくさん存在しているというふうなことも業者のほうから聞いたり、いろんな方から聞いたんですが、それで私どもはこの12条検査、これをするときにもいろいろな設計会社、当時つくっていただいた設計会社、この辺りにも聞く中では、やはり民間ではこういった、当初は当然そういったものがありまさんから、確認証が下りるわけなんですけど、後で増築した部分、この部分については何年かに一度の12条検査がございますので、このときに指摘されてから改修すれば、いついつまでに直すということで、その後改修すればいいというふうなことで、特段の問題がないということもお聞きしていたしましたので、取りあえずはこの部分を認めたような経緯がございます。

ただ、やはり議員のご指摘のとおり、私の考え方が少し甘かった。結果としてやはりこの部分を指摘されてございますから、指摘されていなければ確かにそれでいいと思うんですけど、指摘されたという結果がございますから、やはりそのような結果を招いたということでもございましたら、私の責任は重大なものがあるというふうな認識でございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

分かりにくいんですけども、説明を丁寧にやっていただきましたけども、それで、検査を

受ける際に知っておった話でしょう。危ないなど。検査で指摘されてから改修すればいいと、こういう説明です。それで、ちょっと何というんですか慎重にやってもらわないと、直すとか根本的にやり替えるといったら大概なお金がかかる。もうちょっと慎重にやってください。お願いしておきますよ。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご指摘は真摯に受け止めて、今後の事務に当たりたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

この建築基準法に抵触する構造物の設置、改修を町が認めたものであり、町の責任は大きいものがあると思います。町の責任についてどう考えているのか、責任は白浜町にあるのではないですか。ご答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

丸本議員ご指摘のとおりでございます。町の責任は大きいものがあると考えています。

漁業振興施設は行政が所有する建物であります。町有施設であります。民間では一般的と言われていても、それが公の建物であるのなら、法に抵触することは許されず、行政に携わる者としての意識に欠けていると言わざるを得ません。もちろん、その責任は私にもございます。

今回の件では、各方面の皆様方にもいろいろなご心配をおかけすることになりました。誠に申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないように、細心の注意を払い、コンプライアンス、法令順守を徹底した行政運営に努めてまいりますので、丸本議員におかれましても、引き続きご指導いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほどの金額につきまして、説明をさせていただきます。精算時の設計書によりますと、この部分で17万4,000円、それに対して諸経費を入れてもおおむね21万円程度ということでございます。

○議 長

8番 丸本君（登壇）

○8 番

ちょっと時間が早いんですけども、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

先ほどいろいろとやり取りをする中で、当局の答弁に考えが違うとか、そういうくだりが

ございました。今後こういうことのないように、議会からも当局のほうにも慎重な発言を求めたく思います。

先だっても反問権の話も既に皆さんご同意いただいておりますので、こういう制度をうまく使いながら、お互い問うていることは何か、答えるべきは何かというのをもう一遍こういう議会を通じて対応していかないと、せっかくつくった制度でございますけれども、うまく機能していないというところがございますので、そういうことも併せてご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で、丸本議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 13 時 46 分 再開 13 時 55 分)

○議長

再開します。

7 番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は、分割方式です。通告質問時間は60分です。質問事項は、1つとして、日置川地域振興策（過疎対策事業債更新）について、2つとして、防災・減災対策の推進についてであります。

はじめに、日置川地域振興策（過疎対策事業債更新）についての質問を許可します。

7 番 小森君（登壇）

○7 番

ただいま議長より許可をいただきまして、令和2年第3回定例会最後の質問者として、ただいまから質問をさせていただきます。

私は分割方式という形で大きな質問が2問、そして最初に今議長からありましたように、日置川振興策（過疎対策事業債更新）ということで質問させていただきますけれども、この中で7つほどまず質問を述べさせていただきます。

第1、平成18年（2006年）3月1日に旧白浜町と旧日置川町は合併をし、新しい白浜町が発足いたしました。それ以来約15年の歳月を刻み、現在に至っています。前年に国勢調査がありまして、2005年の調査では、当時の白浜町の人口は1万9,206人、日置川町は4,436人と記載されています。ですから翌年合併されたときには、約2万3,500人の人口を有する新しい町として出発したことだと考えられます。

そのときから、日本は2010年を境に人口が減少していくという社会構造へと移り変わっております。ですから、私たちが歩んできた15年の間というのは本当に過疎化対策として多くの課題や問題というのを今日まで継続して担ってきた、対策を何らかの形で打ってきたことだと考えられます。

その15年の歳月の間にはやはり町や地域の景色はかなり様変わってきたことではないでしょうか。特に人口も、現在では約2万1,000人へと減少しております。特に高齢化率は38からあるいは39%まで上昇し、旧日置川町に関しましては、この間に高齢化率は既に50%を超えてしまっているという現状があります。また人口も、約1,500人が減少しております。ですから日置川地域ではかなりこの15年の間に急速な過疎化が急激に進行していった、そういうことが今日置川地域では非常に大きな問題となっているわけです。

2016年度以降、国の出生数は100万人を割り続けております。昨年の2019年に

は約86万人の出生数であったと報告されています。国の人口社会問題研究所の試算では、出生数が90万人を割るとするのは2021年頃ではないかと予測はされていましたが、それよりも2年前倒しで90万人を割っていると。日本の国自体が既に少子高齢化がなかなか食い止めることが難しいと、そのように考えられているわけです。

先般、地方紙におきましても、県内の小学生の児童数が報告されていました。実は和歌山県は35年連続で過去最少を記録しているようであります。特に前年度対比では、県内では937名の減少、この白浜町におきましても54名の減少であったと報告されています。さらに、県教育委員会の諮問機関である、きのくに教育審議会では、現在29校ある県立の全日制高校を段階的に再整備し、15年後には3分の2の約20校程度に減らすことが妥当であると、そういう答申を県の教育委員会に提出したということが記されていました。そうすると、今後さらに少子化が進行していくことへの対応をもう既に大きな枠組みで進めているということが見えてくるのではないかと思います。

白浜町におきましても、ここ5年間の出生数は大体120名から140名の出生数の中で変動していましたが、昨年は102名の出生数であったと、極端に減少しています。また、日置川地域の出生数は昨年7名でありました。恐らくこれまで以上に減少傾向が進んでいることを見ることのできるのではないのでしょうか。

そこで、井瀬町長は、去る4月に行われたご自身の選挙公約において、日置川地域を対象とした振興策に取り組み、地域の活性化に今後つなげてまいりたいと、そのように公言されています。また、先の6月定例会では、久木地区観光振興整備事業という名目で公共トイレの設置が計画されています。今後日置川地域における振興策並びに地域活性化プランについて、町長は一体どのような見識をもっておられることでしょうか。

くしくも新年度は日置川地域限定の過疎対策事業債が更新されようとしております。そういうことも含めて、まず最初にそのことを伺いたいと願います。

2番目は、新年度以降、過疎対策事業債が更新されるということですが、これまでの10か年における過疎対策事業債において一体どのような事業や取組をされてきたことでしょうか。恐らく10か年計画ですから前後期、5か年ごとの取組があったことだと思うんですけども、そのことについて検証等などはされてきたことでしょうか。そのことについて、2番目にお伺いいたします。

3番目、そこで、新たな過疎対策事業債に向けて、現在日置川事務所を中心に当局が検討されていることと存じますが、これまでの白浜町を取り巻く現状を鑑み、財政面をも含めて、将来へ向けて一体どのようなまちづくり、地域づくりをこれから策定していこうと考えておられることでしょうか。

昨今、未来を想定していく中で、選択と集中、選択と集約というキーワードが様々な分野で用いられていますが、将来のまちづくりを策定していく上でも必要なキーワードではないかと私は考えるのです。つまり今後、限られた財源や人的資源を踏まえ、過疎対策事業債を策定していく上で、この日置川地域において一体何を生み出すことができ、そして地域の宝として何を次の時代に継承していけるのか、こういう視点が大切になってくるのではないのでしょうか。特に過疎対策事業債の更新計画に向けて次のような方向性がはっきりと示されているからです。

ハード事業については、公共施設等の長寿命化、更新、統廃合、転用、除却が大きな課題

となる中で、公共施設総合管理計画、個別計画に基づき、適切なストックマネジメントの考え方の下に推進していく必要があると。過疎債更新に向けてハード面を考える上でこういう方向性を持って取り組んでくださいと、そういう方向性が示されているんです。

そこで私は、このような視点から、2つの新たな施設設置の検討について、提言させていただきたいと考えたわけであります。

その第1は、現在と将来の日置川地域を想定し、今後10年間を見据えていくと、必ず小中学校の統廃合問題に対して取り組んでいかなければならないという視点であります。当局は一体このことについてどのような見解を持っておられるのかということでもあります。これが3つ目であります。

4つ目、現在、日置川地域の出生数を踏まえ、当地域における日置中学校、三舞中学校並びに日置、安宅、安居の各小学校の生徒数減少は、今後さらに進むことが想定されるのではないかということです。それに伴い、教育環境にも様々な影響が表れてくることが考えられてきます。

具体的な影響としましては、生徒数減少に伴う複式学級の増加、集団生活や集団行動に関する社会教育の低下、さらには専門担当教師の配置や事務職員の減少による教師の負担増等、様々な問題が山積してくることはないだろうか。

昨年の9月定例会でも触れましたが、この日置中学校及び日置小学校は、昭和45年に竣工されている建物として、昨年耐震化事業は実施されてきましたが、しかし築50年以上が経過しているという側面から、今後かなりの老朽化が進んでくるのではないかと、そういうことが考えられるのです。また、同時に、この地域は津波浸水地域に設置されているため、今後30年以内に高い確率、専門家には70%、あるいは80%の確率で起こると言われている南海トラフ巨大地震が想定されているため、子どもたちの生命にも大いに関係してくることはないでしょうか。

さらには平成29年に取りまとめられた白浜町公共施設等総合管理計画では、現在白浜町内の公共施設等を維持管理する場合10億5,000万円の費用が捻出されていますが、今後の推移では約7億円の負担増がさらに見込まれるという試算が出ています。同時に、同規模の市町村の割合にしても白浜町の公共施設等は約1.57倍の、そういう施設の多さも見受けられます。

これらを総合的に判断していくと、過疎特別事業債を用いて日置小学校、中学校を津波浸水地域からより安全な場所を確保し、また、ハード事業の文言から、そこに5つの小中学校を1つに統廃合することで、子どもたちの生命や教育環境を守れるだけでなく、今後捻出しなければならない公共施設等への維持管理費をも抑制していくことができる。町政の今後の財政を少しでも円滑に運用することへとつながることではないかということでもあります。

5番目、次に第2は、日置川事務所及び日置川拠点公民館として、新たな複合施設としての建設であります。町長もご存じのように、日置川事務所は昭和39年に竣工されました。また、日置川拠点公民館は昭和50年に竣工されています。どちらも耐用年数は56年、また、45年が既に経過している施設であります。施設機能としましては、これだけ長い間使っているわけですから、大変難しい局面が考えられることが予想されると思います。

そこで、これまでのこの2施設の耐震診断の取組等などはどのように実施されてきたことだろうかということでもあります。

6番目、この2施設も津波浸水地域に指定されている場所に設置されているため、十分な耐震診断等の取組も不十分であるとするならば、今後想定される南海トラフ地震や想定外の大規模災害が起きた場合、復旧復興拠点としての機能が十分に果たしていけるかどうかという視点であります。

つまり地域住民の生命と財産、暮らしの安心と安全を守ることは第一のことですけれども、その住民の復旧復興活動を率先して取り組む職員の命を守っていくことも実は大切なことではないでしょうか。そうしますと、日置川小中学校の設置とともに、より安全な場所に日置川事務所及び公民館としての機能を有する複合施設を新たに設置する時期に、もう来ていることではないでしょうか。

先ほど過疎対策事業債の更新計画に向けて、ハード面の部分を申しましたが、実はソフト面についても以下のようなことが指摘されています。

ソフト事業への起債が建設公債の原則の例外として認められていることに鑑みると、教育、医療、交通等の体制の構築や人材育成など中長期的な地域の資産、財産となる得る事業に充当していくことが望ましいと、ソフト面ではそういう側面も述べております。

とするならば、過疎対策事業債におけるソフト面をもっともっと活用して考えていくと、今日までの日置川の歴史や伝統、地場産業を後世に継承していくというそういう視点から、例えば郷土資料館なる施設を設置することで、日置川地域のこれまでの観光、これからの観光、さらには地域振興をも継承していくことにつながっていくことではないかと考えるのであります。

しかしながら、この施設を単独で設置するということは、財源的にも難しい問題が生じてくるかもしれませんから、できれば事務所と公民館とともに新たな複合施設として設置することで、日置川地域の地域振興を担う施設として、また公共施設等の維持管理費を抑制することにも大いにつながってくることになるのではないかと考えるからであります。

最後の7番目、この関連についての最後の質問ですが、先ほど未来を想定していく上で選択と集中というワードを使わせていただきました。今後の白浜町政を考えていく場合、財源と人的資源をどのように有効的にかつより豊かに育んでいかなければならないか、そうすると、できることは限りなく制限されてくると考えられるからです。

個人的な回想ではありますけれども、昭和31年、旧川添村、旧三舞村、そして旧日置町が合併し、旧日置川町が誕生いたしました。当時の記録誌では、昭和30年に行われた国勢調査によると、日置川町の人口は1万239人を有していたと記されています。その初代町長であったお方は、自分は十分な教育を受けることができなかったが、将来のまちづくりを担う子どもたちにはすばらしい教育環境の下で十分な教育を受けさせてあげたいと、そういう幻を抱いておられたそうであります。その思いがやがて現在の日置小学校、日置中学校、あるいは安宅小学校やほかのそのような施設の建設へとつながっていったということを伺いました。

現在と当時の時代背景や価値観は異なりますけれども、未来の日置川地域を想定したとき、何を生み出すことができ、地域の宝として何を継承していくことができるのか、そのような知恵を先人の先輩たちから学び知ることが十分にできるのではないのでしょうか。

このような視点から、ぜひ過疎対策事業債に関する日置川振興策として、前向きに検討していただきたい、そういう思いを私は強く込めて当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま小森議員より、日置川地域振興策（過疎対策事業債）に関してご質問をいただきました。

まず、日置川地域における振興策並びに地域活性化プランについてどのような見識を持っているかということにつきましては、日置川地域の観光産業は、従来からの鮎とテニスの郷を柱にした取組と、地域資源を活用したほんまもん体験及び農村生活体験等による民泊の体験型観光を中心として、地域の方々が一体となり努力や工夫を重ね、誘客に努めていることや、その取組による地域への影響度は十分認識しております。

町としましても、体験型観光の拡充やさらなる誘客への支援をしてまいります。

新たな取組としましては、今年度より、地元経済団体が事業主体となり塩野地内の町有地を離発着上にした体験スカイダイビング及びヘリコプター搭乗体験事業を始めており、順調に展開できれば地域の活性化に寄与するものと考えております。

また、志原海岸を拠点として日置川地域の活性化策についても考えるよう、担当課に指示しております。

現在、計画しておりますのは、町営テニスコート正面の国道向かい側にある緑地部分を整備して、町民の憩いの場の拡大、町営テニスコート利用者の休憩場所や来町された方に少しでも長く滞在していただける場の拡大、並びに近接する道の駅志原海岸海来館やJAにここ市などの売上げ増や消費拡大につなげていきたいと考えているところです。

市鹿野地域におきましては、旧市鹿野小学校を民間事業者にも活用してもらい地域活性化につなげたいと考えています。現在、優先交渉事業者の選定を終えていますので、今後、地元説明会をさせていただき、事業内容についてご理解を得た上で来年4月頃からの事業着手を目指しているところでございます。

そのほかにも、川添茶や安居村暗渠と水路、安宅荘中世城館群や小山肆成顕彰公園などの特産品や貴重な文化財、きれいな海や川、志原海岸には鳥毛の洞窟などのジオサイトがありますので、このような有力な観光資源を活用した事業、例えば日置川の河口から志原海岸周辺はマリンスポーツなどを楽しむエリアとして誘客を図ることや、体験型観光に訪れたお客様に利用していただく施設の整備を考えています。

日置川地域では様々な分野の民間有志の方々に複数回お集まりいただき、地域振興策について現在協議をさせていただいております。

この協議で皆様からいただいた貴重なご意見を踏まえまして、地域活性化につながるプランをつくり上げたいと考えております。

2つ目に、小森議員ご指摘の未来の日置川地域を想定したとき、何を生み出すことができ、地域の宝として何を継承していくことができるのかという知恵を先人から学び知るという点につきまして、大変私も共感するところでございます。

日置川町の初代町長のまちづくりや教育にかける思いが小中学校の建設につながったことを聞かせていただきましたが、当時も様々な事業要望や行政課題がある中でのご判断であったと思います。

現在の日置川地域におきましても、議員ご承知のとおり、多岐にわたる事業要望がございますが、過疎債も限られた財源であるため、過疎地域自立促進市町村計画の事業を全て実施できるものではありません。議員ご指摘のとおり、事業の選択と集中が必要となります。

今後の過疎対策事業は、過疎地域に必要なもの、優先させるべきものは何かということを選択して、より集中し、実行することによって、効率よく事業効果を生み出せるよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番 外（教育長）

小森議員より、日置川地域における小中学校の統廃合についてのご質問をいただきました。お答えいたします。

合併時の平成18年に日置川地域の小中学校の統廃合を検討した段階から見ますと、現在の日置川地域の小中学校の児童生徒数は128人で、14年前の平成18年の249人より121人減と半減しております。6年後の令和8年を現状の人口推移から考えますと、児童生徒の数は96人となり、今より32人減少すると予測されます。議員ご指摘のとおり、児童生徒数は減少するものと考えますが、減少する割合としましては緩やかになっており、少人数の学校では現状より増加する見込みもございます。

人口減少が見込まれる中、白浜町人口ビジョンによる人口減少を抑える多くの施策や過疎地域の活性化策、移住定住施策などにより、今後は児童生徒の減少がさらに緩やかになるものと期待しているところです。

教育サイドからも、日置川地域の学校に通いたいと思っただき、定住していただけるような学校づくりに努めてまいりたいと存じます。

次に、日置川地域における小中学校を集約して移転についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のように、南海トラフ巨大地震や日置川の氾濫の想定を考えますと、学校施設の高台への移転は、児童生徒をはじめ学校関係者の安心安全の観点から重要なことであると認識してございますが、日置川地域の学校施設につきましては、耐震改修等を終えたところであり、児童生徒の学びの場として現有施設を有効に利用してまいりたいと考えてございますので、議員ご指摘の学校施設の高台移転は将来的な検討課題とさせていただきたいと存じます。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君（登壇）

○番 外（日置川事務所長）

小森議員よりご質問の、これまで10か年における過疎対策事業債において、どのような事業や取組をしてきたのか、また前後期5か年ごとの取組における検証等はどの程度したのかということにつきましては、まず過去10か年においては、一次産業の基礎整備、鳥獣害防止対策、道路、水路の整備、漁港整備、小中学校の耐震化、日置川消防署の移転、地域医療体制や地域公共交通体制の維持など、様々な分野で過疎対策に関する取組を行ってまいりました。

各事業の検証につきましては、毎年度、安全・安心な暮らしを維持するために必要性等を十分検討した上で事業を実施しております。

今後も過疎対策事業に限らずあらゆる事業の実施について、必要性や優先度を十分検討し、事業の実施に努めてまいります。

続きまして、日置川事務所及び日置川拠点公民館の耐震診断につきましては、平成30年度に一次診断を行っています。耐震診断の結果につきましては、各施設とも判定指標値を満足しないという結果になってございます。

続きまして、日置川の歴史や伝統、地場産業を後世に継承していくという視点から、郷土資料館なる施設と日置川事務所及び公民館を複合施設として設置することに関しましては、まず、郷土資料館に関しましては、民間有志の方々と地域活性化策を協議させていただく中で、白浜町には、海、山、川のそれぞれの先人が残してくれた貴重な歴史遺産、文化遺産や長年の歳月を経てできた地質などの自然遺産があり、こうした地域の宝を保存、継承し、活用することができるよう、当地域と資料館が必要だというご意見をいただいておりますので、新たに作成する過疎計画事業に盛り込んでいけるよう、関係課と調整したいと考えております。

日置川事務所、日置川拠点公民館及び郷土資料館を複合施設として設置する考えにつきましては、公共施設を複合施設として整備することにより、全体的なコスト縮減につなげていくことは有効な手段の1つであることと考えますが、日置川事務所と日置川拠点公民館の建て替え等に関することにつきましては、直ちに検討できるような財政状況にございません。日置川事務所と日置川拠点公民館の必要性は十分理解しておりますが、将来的な検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議 長

以上、答弁が終わりました。再質問があれば許可いたします。

7番 小森君（登壇）

○7 番

それでは、再質問を2つさせていただきます。

まず教育委員会からの答弁に対してでありますけれども、町村合併時に白浜町における統廃合検討委員会が組織されていたことと存じます。それは今後の公教育や地域教育の在り方、児童数や生徒数の動向等を検討されてきたことと存じます。特に当時は、各地域の保護者や住民主体となった議論が交わされてきたことでありましょうし、またそれから十数年たった現在、それぞれの地域の様相もかなり激変しています。つまり当時は、各地域に統廃合するか、学校を存続させるかという是非を問う力がありましたけれども、各地域の現状を踏まえると、当時よりもかなり深刻な状況に陥っていることではないでしょうか。さらに今後5年先、10年先を見据えていくと、もしかしたら子どもがいなくなってしまう地域も起こり得るかもしれないと、そういうことを総合的に考えて、改めて白浜町内の統廃合検討委員会を設置し、新たな教育環境の整備に当たることがもう急務となっていることではないでしょうか、ということが1点目であります。

再質問の2点目は、先ほど日置川事務所長よりお答えいただきましたけれども、平成30年度に日置川事務所及び日置川拠点公民館に関する一次診断が実施されたと伺いました。そこでは、やはり何らかの早急の対策が必要であるという診断結果が出ていることと思っております。そのときから既にもう2年弱が経過しています。私は先ほども言いましたように、日置川事務所は56年が過ぎています。また、拠点公民館に関しては45年過ぎていますが、そ

の診断結果を踏まえて、この2年弱の間に何らかの対策がされてきたことでありましょうか。

仮にもし今後、大規模災害等が発生した場合、日置川事務所及び日置川拠点公民館の機能が著しく低下したり、あるいは停止してしまったりという状況が起こってしまったらどうでしょうか。そうすると、住民の復旧復興の推進だけでなく、地域復興、地域振興の停滞にも大いにつながってくるのではないのでしょうか。

だからこそ、高台移転あるいはより安全な場所への早期の建て替えが必要であると考えているのですけれども、どうでしょうか、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

小森議員より、日置川事務所及び日置川拠点公民館の一次診断後の取組などに関する再質問をいただきました。

一次診断後の具体的な検討につきましては、先ほど日置川事務所長より答弁させていただいたとおりであります。高台移転や複合施設につきましては、現下の財政状況を考えますと、現時点で直ちに検討できる状況ではありませんので、必要性は十分理解をしておりますが、将来的な検討課題とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番 外（教育長）

議員より、統廃合検討委員会の設置について、再度質問をいただきましたので、お答えいたします。

合併時に組織化されました統廃合検討委員会では、旧日置川町教育委員会より日置川町学校統合計画案を基に地区懇談会を開催し、その内容を踏まえ、日置川地域学校統合計画を作成し、それに基づき、日置川地域の小中学校の統廃合を行ってきました。計画案では、平成20年度に安宅小学校と市鹿野小学校も含まれておりましたが、安宅小学校については、時間をかけて地区内で論議する必要があることから、現時点での統合は困難であり、市鹿野小学校については、現在の地域住民の意向及び道路状況による児童の体力的な観点から、現時点での統合はできないとして、日置川町学校統合計画案にある平成20年度の統合については、これらを見送ることとなりました。その後、市鹿野小学校は平成29年3月末に安居小学校と統廃合になりました。学校の再編につきましては、日置川地域の小中学校区の人口の推移を見極めながら考えるべき事案を思っております。

○議 長

再々質問があれば、許可いたします。

7番 小森君（登壇）

○7 番

再々質問をさせていただきます。

先ほどの再質問では学校の再編につきましては、特に日置川地域における今後の人口の推移を見極めながら考えるべき事案であると、そういうことを申されました。

去る9月4日付の地方紙には、お隣の印南町における記事でありますけれども、印南町では統廃合検討委員会というものが立ち上がってしまっていて、そこで統廃合に向けた記事内容が掲

載されていました。少し抜粋しますと、こういうふうに書かれています。

印南町では、2005年から2009年度にかけて、小学校9校から4校へ、中学校は1999年に5校から4校へと統廃合を実施していましたが、その後、日裏町長から学校の適正な規模について検討するような指示を受けた教育委員会は、2017年12月から審議を実施したと。そこで、町内の4中学校を1つに統廃合しようという方向性が生まれたと。その4中学校を1つに統廃合するには、やはり津波浸水地域にあることや土砂災害区域にあることなども考慮して、4校を1校へと集約するほうが今後のことを考えると適正ではないかと、そういうことが報告されたと言われています。

今後の人口推移を見極めて取り組むことも必要でしょうけども、このような町の方針や方向性を打ち出して、将来のランドデザインを早期に描き出していくことも実は大切なことではないかと私は考えるんです。そのときそのときに考えることも大事ですけども、やはり早期に大きなビジョンや方向性を出すことも必要ではないかと思うんですけども、当局の答弁をよろしく願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

学校の統廃合につきましては、合併後、日置川地域で玉伝小学校、市鹿野小学校の2つと川添中学校が閉校となり、また、白浜地域におきましても椿小学校が閉校となりました。児童生徒の数が減少したからといって、学校統廃合することは地域において大きな課題であり、短期間で取り組むことができるものではないというふうな認識をしております。

それぞれの地域性や地域にお住いの方々の考えや思いもありますので、議員が言われる統廃合による学校運営のやりやすさもあると思いますが、現状ではまだ協議の場も整っていないと考えますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

7番 小森君(登壇)

○7 番

第1の日置川振興策についての質問は終わりますけども、私は最後に提言だけ、一言だけ言わせていただければ、将来的な検討課題というようなことを申されましたけども、やはり過疎計画そのもの自体が将来に向けた取組ではないかと私は強く考えております。ですから、本当に日置川地域の10年後、20年後をどのようにやはりランドデザインしていくのか、そこは本当に町民もそうですし、議員一人ひとりもそうですし、行政の皆様と一体となってそういうことを前に進んでいくような協議をぜひ私は必要であると思っていますので、またそのところをよろしくお願いしたいと願って、最初の質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、日置川地域振興策(過疎対策事業債更新)についての質問は終わりました。

次に、防災・減災対策の推進についての質問を許可します。

7番 小森君(登壇)

○7 番

2番目の防災・減災対策の推進について、質問をさせていただきます。

毎年、皆さんご存知のように9月は防災月間であります。そして、9月1日は防災の日と

言われています。私たちの住む白浜町は今後30年以内に高い確率で起こり得ると言われています南海トラフ巨大地震に対して、備えは十分に考え、されていると思うんですけども、しかし一方で、近年は大型台風の襲来とともに、短時間で起こり得る集中豪雨や局地的豪雨による災害も全国各地で発生していることは言うまでもありません。

特に今年の7月には、熊本県をはじめ、九州各地で大規模災害が起きました。多数の死傷者、被害を受けた方々がいまだにおられます。先日は台風9号、10号がこの地域を通過し、さらなる被害が拡大してしまっていると。そしてまた特に今年はコロナ禍におけることもありますので、各避難所でも十分な注意をもって取組がされていると思います。本当にいち早く復旧・復興がなされますことと、そしてまた今悲しみの中にいる方々には、哀悼の意を表してまいりたいと、私たちももしかしたら今後、そのような状況に遭遇するかもしれないと、本当に私はそのことを切に願うところであります。

このような災害は、実は私たちも他人事ではありません。これまでも大規模災害が起こるたびごとに多数の犠牲者や災害に遭遇された先人たちがおられました。後世に生きる私たちは、そのような諸先輩方の教訓を胸に深くとどめ、今日生かされているわけではありますが、しかしこの20年から30年間の間に、気候変動が大幅に変わっていき、災害規模もより大きくなってきたということは本当にそうでありましょう。

近年は、南海トラフ巨大地震を想定した災害・津波マップの作成、あるいは防災計画の作成はもとより、昨年度は町内における土砂災害マップも作成されました。住民の日々の防災意識を高めていく上では非常に役立つものであると私は感謝しております。また、今年はコロナウイルス感染症を踏まえた避難所施設の取組も既に始まっております。重ねて感謝いたします。

そこで、今回の防災・減災対策に関する質問は、短時間に降水量が生じた場合、災害時における避難所までの道路を利用する住民の二次災害、三次災害に対して、一体どのような対策を町は想定しておられるのかということでもあります。

具体的に言えば、日置川地域にある塩野地区や市江目戸地区には、避難する道路を利用する場合、深さが約1メートルから2メートルの側溝があります。普段の水量は大変少ない側溝ではありますが、災害時には短時間に降水量が生じた場合、避難する道路に水量があふれ、どこが道路か側溝であるか、判別もできないほどの危険が生じてしまう、そういう状況が考えられるのです。この地域には小さな子どもたちもおり、高齢者も多数住居しています。ですから二次災害が起きてしまうことが十分に想定されるわけでもあります。このような状況は何もこの地域だけではなく、白浜町内の至る所にも同じことが言えるのではないかと思います。

そこで普段から各地区において自助、共助、公助という自主防災組織の取組が推進されてきていることと存じますけども、当局はこのようなケースについて一体どのような対策を実施されているか、また、今後しようとしているのかということ、伺いたいと思います。

2番目、町長はかねてから住民の安心・安全を第一にまちづくり、地域づくりを考えていかなければならないと申されておりますけれども、近年の大規模災害に対して今後どのような取組を想定されていることでしょうか。私は大規模災害が起きた場合、いかにして二次災害、三次災害を防ぐ、防いでいく、そういう地域づくりを推進していかなければならないと思うわけではありますが、このような危険箇所をできれば調査し、必要な箇所には安全柵

や防護柵、あるいは側溝に蓋を設置する等の二次災害を極力防いでいく、未然に防止していく、そういう取組が必要となってくるのではないかと考えているからです。

また、町内を結ぶ町道の修繕、修理は言うまでもありません。毎年町道を含めた修繕費用の予算額は低く設定されていると私は思いますけども、二次災害、三次災害を未然に防いでいくためにも、さらには公共施設等の維持管理費用を抑制していくためにも、早期の取組、対応が必要となってくるのではないのでしょうか。

また、ソフト面では、各地域の危険箇所を調査し、住民の二次災害、三次災害を防ぐための啓発活動もより重要度が増してくることはないのでしょうか。

そのことを含めて、2番目に答弁をお願いいたします。

最後3番目、最後の質問といたしますけども、住民の生命と財産、暮らしの安心・安全を守ることは町の最重要事項ではありますけども、それと同時に、白浜町は国際的な観光都市として毎年300万人以上の観光客が訪れています。町長は度々、住民の安心・安全とともに訪れてくださった観光客の安心・安全も守っていかねばならないと考えられていることと存じますけども、それならば、災害に強いまちづくり、防災に強いまちづくりの推進により一層取り組むべきではないのでしょうか。

住んで良かった、訪れて良かったという白浜町しかできないまちづくりへと私はつながっていくことと強く思うわけでありますけども、当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

小森議員から、防災・減災対策の推進について、3つの質問をいただきました。

まず1点目ですけれども、災害時における避難所までの間における二次災害、三次災害の対策の想定についてですが、現在、白浜町では、南海トラフ巨大地震の津波による避難困難地域解消に向けた避難施設の整備や町が開設する避難所の整備等を行うとともに、各地域における避難訓練や各種啓発等の実施、各自治会からは避難路における危険箇所の整備要望等もいただき、各地域の現状把握に努めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症等の問題もあり、防災・減災対策を実施していく上で、より一層の自助、共助、公助が求められると考えております。

次に、避難路等における危険箇所の対策や調査についてでございますが、議員ご指摘のとおり、昨今は地球温暖化の影響と言われる台風の大型化や局地的な集中豪雨による被害が全国的にも多発しており、白浜町におきましても他人事ではないと思っています。

現在は、南海トラフ巨大地震等に目が行きがちですが、台風や雨による被害というのは毎年起こる可能性が高く、地域の皆様にとって一番身近な問題でありますので、町としても各地区の道路等を含め、詳細に危険箇所の把握に努めなければならないと考えています。

それには、町職員だけでは困難であると思いますので、各地域をよく知る地元の方々と連携しながら、また各自治会からもそのような情報提供をいただきながら、現状把握に努めてまいります。

なお、議員ご指摘のように、白浜町内において危険と想定される箇所は数多くあると思いますが、ハード整備には多額の費用と時間を要しますので、一挙に解決することは難しいと

考えております。各地域とも整備の必要な箇所の優先順位なども検討しながら1件でも多く対策を講じたいと思います。

このように地域と連携した取組を行うことにより、住民や職員の防災意識の向上にもつながると考えております。

最後に、災害に強いまちづくり、防災に強いまちづくりへの取組でございますが、これまで実施してきた白浜町における洪水、津波、ため池、土砂災害のハザードマップに加え、本年度事業として、県が富田川、日置川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表したことに伴い、白浜町においても洪水ハザードマップの見直しを現在実施中であります。今後、河川氾濫による洪水浸水域は広がるが見込まれていますので、より一層、地域とも連携しながら防災・減災対策に努め、白浜を訪れるお客様にも安心していただけるような災害に強いまちづくりに取り組んでみますので、議員におかれましてもご協力いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

7番 小森君（登壇）

○7 番

再質問はいたしませんけども、最後に一言述べさせていただくならば、私は今回防災・減災対策に対して質問させていただいたところは、本当に普段住民が生活する空間というか場所であります。そういうところにもやはりもっと防災意識を高めていく上でも目を向けて取り組むことが大切ではないか。もちろん南海トラフ巨大地震、大型台風、そういう大規模災害に対しての備えは十分対応、対策していかなければいけないんですけども、本当に住民が身近に、やはり二次災害、三次災害に遭遇してしまうかも分からない。そういうところにももっと町として目を向けて取り組むことを、本当に防災に強い、災害に強いまちづくりが少しずつ高まってくるのではないかと。だからこそ、そこに私はやっぱり町の取組、そして住民意識の取組が今後必ず必要となってくるのではないかと、質問させていただきました。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

防災・減災対策の推進についての質問は終わりました。

以上をもって、小森君の一般質問は終わりました。

一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会し、次回は9月15日火曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、14時52分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 2 年 9 月 1 1 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員